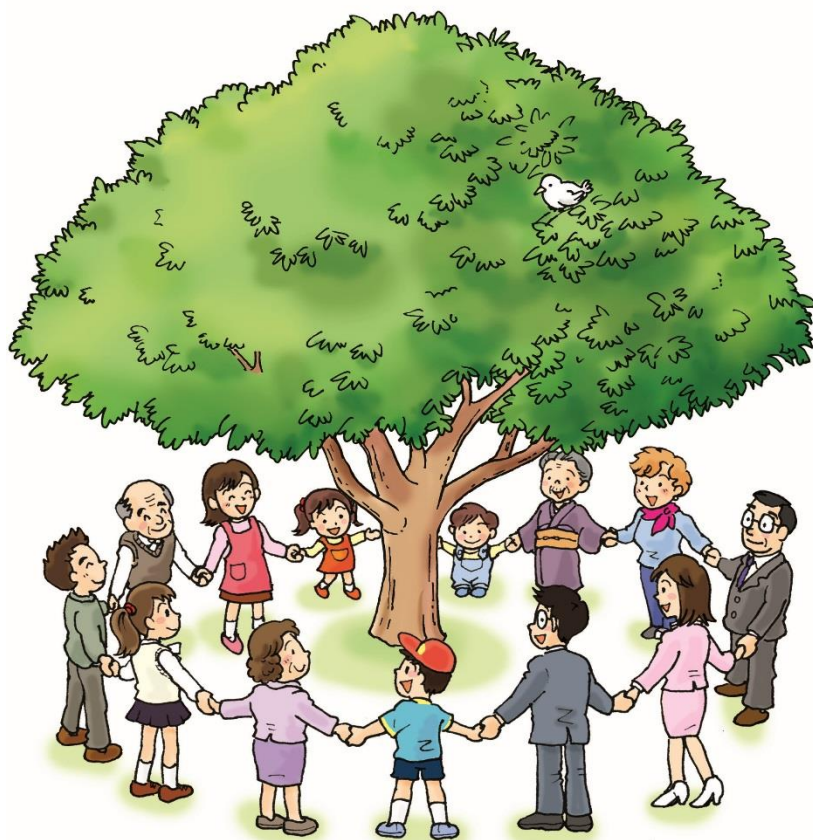


2019年度版

狭山市

環境レポート



Sayama City Environmental Report 2019

目 次

第2次狭山市環境基本計画

第2次狭山市環境基本計画改定版の概要

1. 計画改定の背景	2
2. 計画の基本的事項	3
3. 基本理念と望ましい環境イメージ	5
4. 基本目標と市民が描く将来の環境像	6
5. 各主体の基本的役割	7
6. 計画の施策体系	8

年次報告書(2018年度実績) 進行管理指標の現状

基本目標 1 ～ 4	10 ～ 26
重点プロジェクト	27

環境マネジメントシステムの取り組み

狭山市環境マネジメントシステム	34
温室効果ガス排出量の把握	35
グリーン購入の推進・低燃費かつ低排出ガス認定車導入状況	37
狭山市環境方針	38

環境調査結果

1. 大気汚染	40
調査の概要/実施主体・測定項目及び測定地点/環境基準/埼玉県の調査結果/ 狭山市の調査結果	
2. 水質汚濁	45
調査の概要/調査地点/環境基準/測定結果/入間川、不老川のBOD経年変化	
3. ダイオキシン類	49
調査の概要/調査地点/環境基準/測定結果	
4. 騒音	51
調査の概要/道路交通騒音調査/調査地点/環境基準/測定結果/ 航空機騒音調査/調査地点/環境基準/測定結果	

参考資料 狭山市環境基本条例	55
----------------	----

第2次狹山市環境基本計画

年次報告書（2018年度実績）



第2次狭山市環境基本計画改定版の概要

1. 計画改定の背景

狭山市では、全国的にみても比較的早い 1998 年 3 月に『狭山市環境基本計画』を策定しました。その 5 年後には、計画の運用を通じて、目標とする環境像を共有し、取り組みが目標に向かって進んでいるかを点検・評価する仕組みをより一層充実させる必要性から、計画の見直し、改定を実施しました。

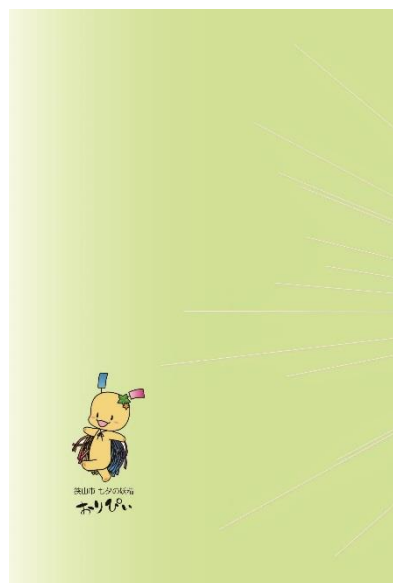
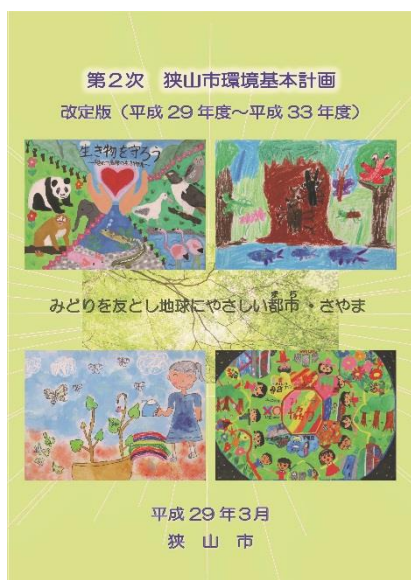
計画改定以降は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、2008 年 9 月のリーマン・ショックを契機とした景気後退等、社会経済状況にも大きな変化がありました。

そうしたなか、2011 年 3 月に発生した東日本大震災の影響による福島第一原子力発電所の事故等による電力の逼迫は、これまでの大量生産・大量消費社会における私たち一人一人の生活のあり方を見つめ直すきっかけにもなりました。

このような状況のもと、『狭山市環境基本計画』の計画期間が満了した 2012 年 3 月、2021 年度までの 10 年間を計画期間とする『第 2 次狭山市環境基本計画』を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

策定後も環境問題の解決に向けた新たな動きがあり、2015 年には、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、気候変動政策に関する 2020 年以降の新たな枠組み「パリ協定」が採択され、地球温暖化防止対策の一層の推進が求められています。

そこで今回、新たな課題や社会情勢の変化に対応するため、『第 2 次狭山市環境基本計画』の中間見直しを行い、改定したものです。



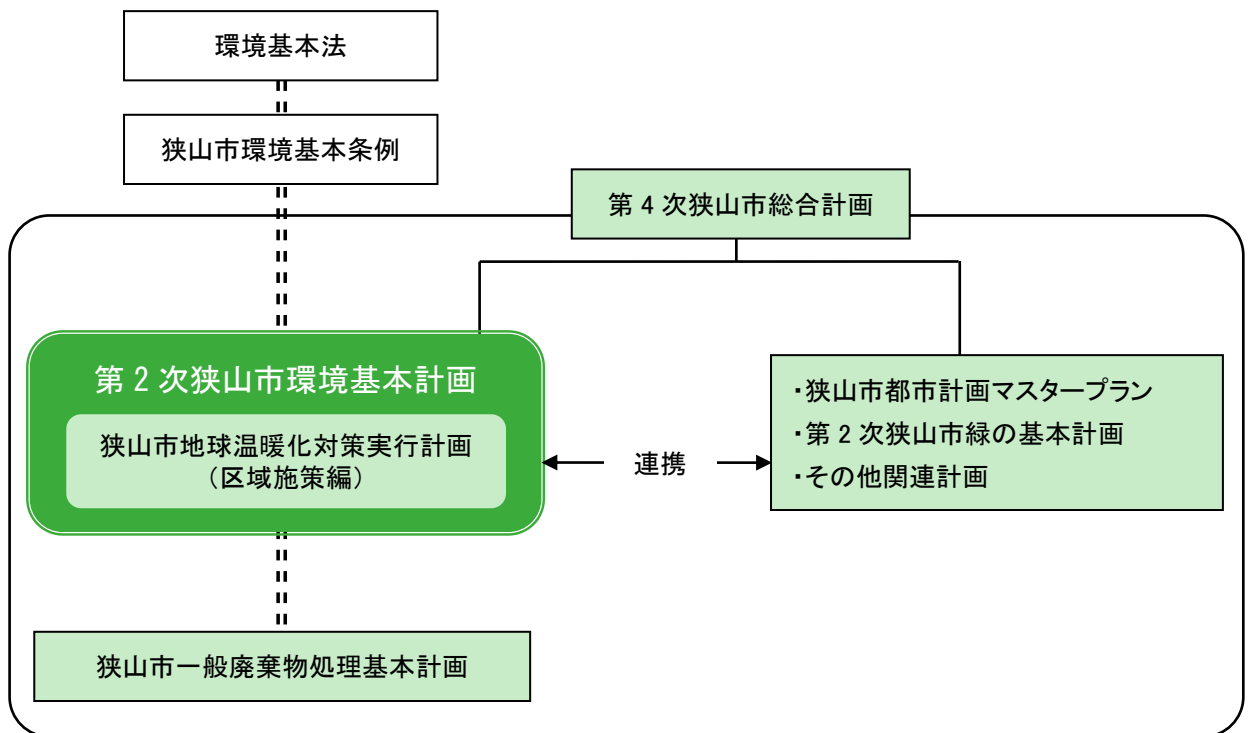
2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

『第2次狭山市環境基本計画』は、『狭山市環境基本条例』第7条に基づき策定され、市民や事業者との協働のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

また、「緑と健康で豊かな文化都市」の実現を目指して市政運営の基本的な方向を定めた『第4次狭山市総合計画』と整合性のある環境分野の計画として位置づけられます。

なお、本計画は、温室効果ガスの排出抑制のための総合的・計画的な施策展開に向けて定める『狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』を包含するものとします。



狭山市環境基本計画の位置づけ

(2) 計画の期間

計画期間は21世紀半ばを展望しつつ、2012年度から10年間とします。

また、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて中間見直しを行った今回の改定による計画期間は、2017年度から2021年度までの5年間とします。

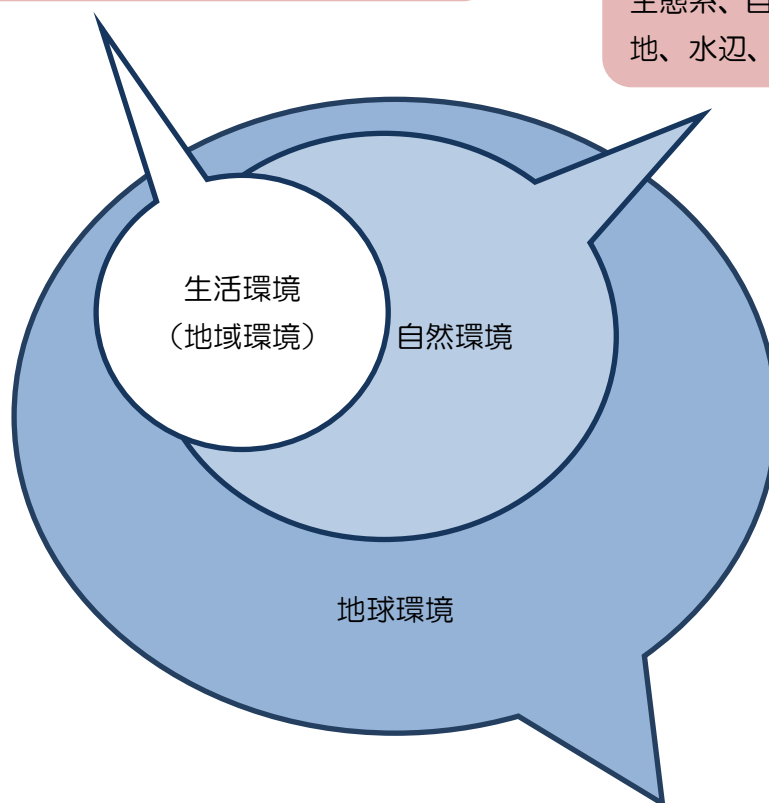
(3) 計画の対象範囲

日々の生活に密着した生活環境(地域環境)の改善や、生活の場を取り巻く自然環境の保全のための行動を通して、生活の質と地域の価値を高めるだけでなく、地球環境の保全と持続的発展が可能な地域社会の形成に寄与します。

対象とする環境の範囲

公害（典型7公害、都市・生活型公害）、有害化学物質、放射性物質、公園・街路樹、交通、都市的景観、ごみ 等

地形・地質、野生生物、自然的景観、生態系、自然とのふれあいの場（緑地、水辺、農地）等



地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、森林減少、生物多様性、資源・エネルギー 等

3. 基本理念と望ましい環境イメージ

(1) 基本理念

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会を、
一人一人の日常の活動を通してつくっていくことにより、
地球環境の保全とともに、
将来世代を含む市民が健全で豊かな環境からの恵みを享受できるようにする。

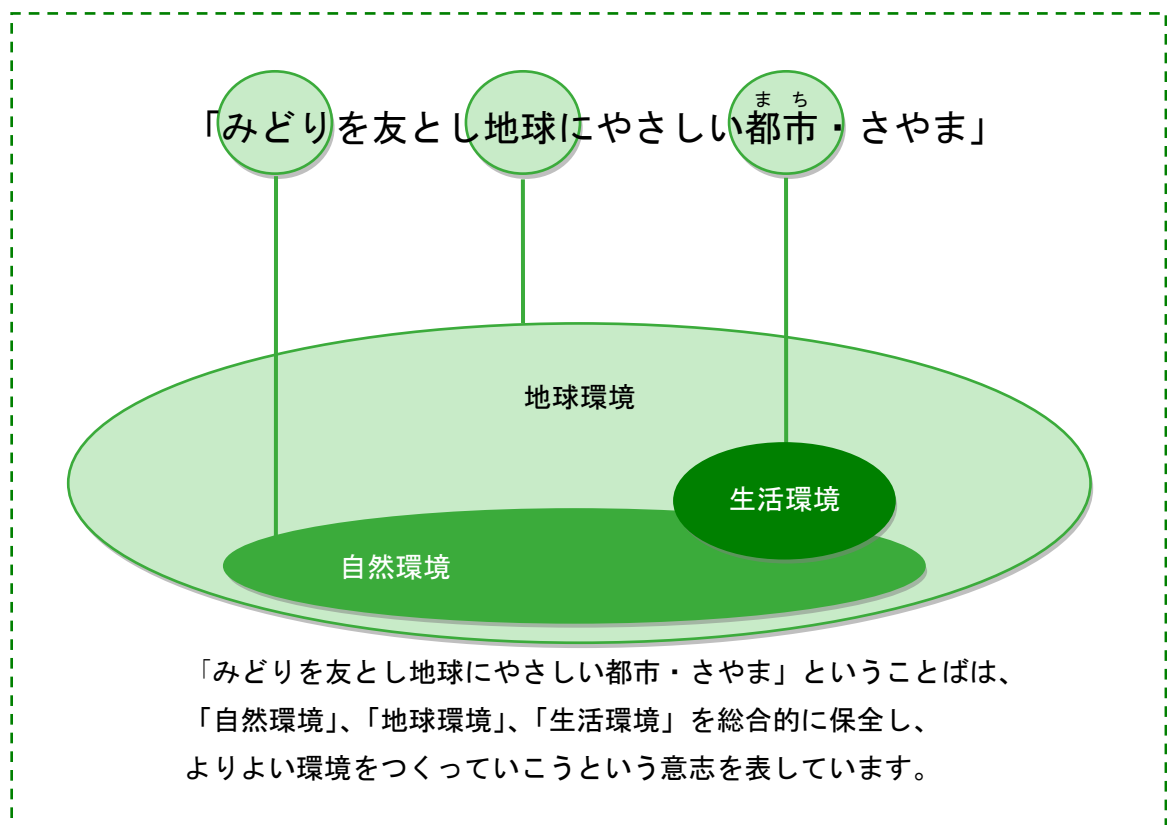
(2) 望ましい環境イメージ

「みどりを友とし地球にやさしい^{まち}都市・さやま」

みどりを友とし：入間川、雑木林、茶畑等に代表される狭山のみどりの保全を優先し、
自然とのふれあいを大切にします。

地球にやさしい：地球温暖化をはじめ深刻化する地球環境問題に対して、地域でできる
取り組みを積極的に推し進めます。

^{まち}都市・さやま：子どもから高齢者まで市民の誰もが、気持ちよく、安心して暮らせる
生活環境を整えます。



4. 基本目標と市民が描く将来の環境像

(1) 基本目標

『第2次狭山市環境基本計画』では、長期的に大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から持続的な発展が可能な社会へ転換を図るため、4つの基本目標のもと、環境保全の取り組みを推進してきました。

これまでの課題を踏まえ、本計画においても、従来の4つの基本目標を基本的に継承していきます。

望ましい環境イメージを実現するための4つの基本目標

基本目標1 人と自然との共生

基本目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

基本目標3 地球市民としての貢献

基本目標4 環境保全への主体的参加

(2) 市民が描く将来の環境像

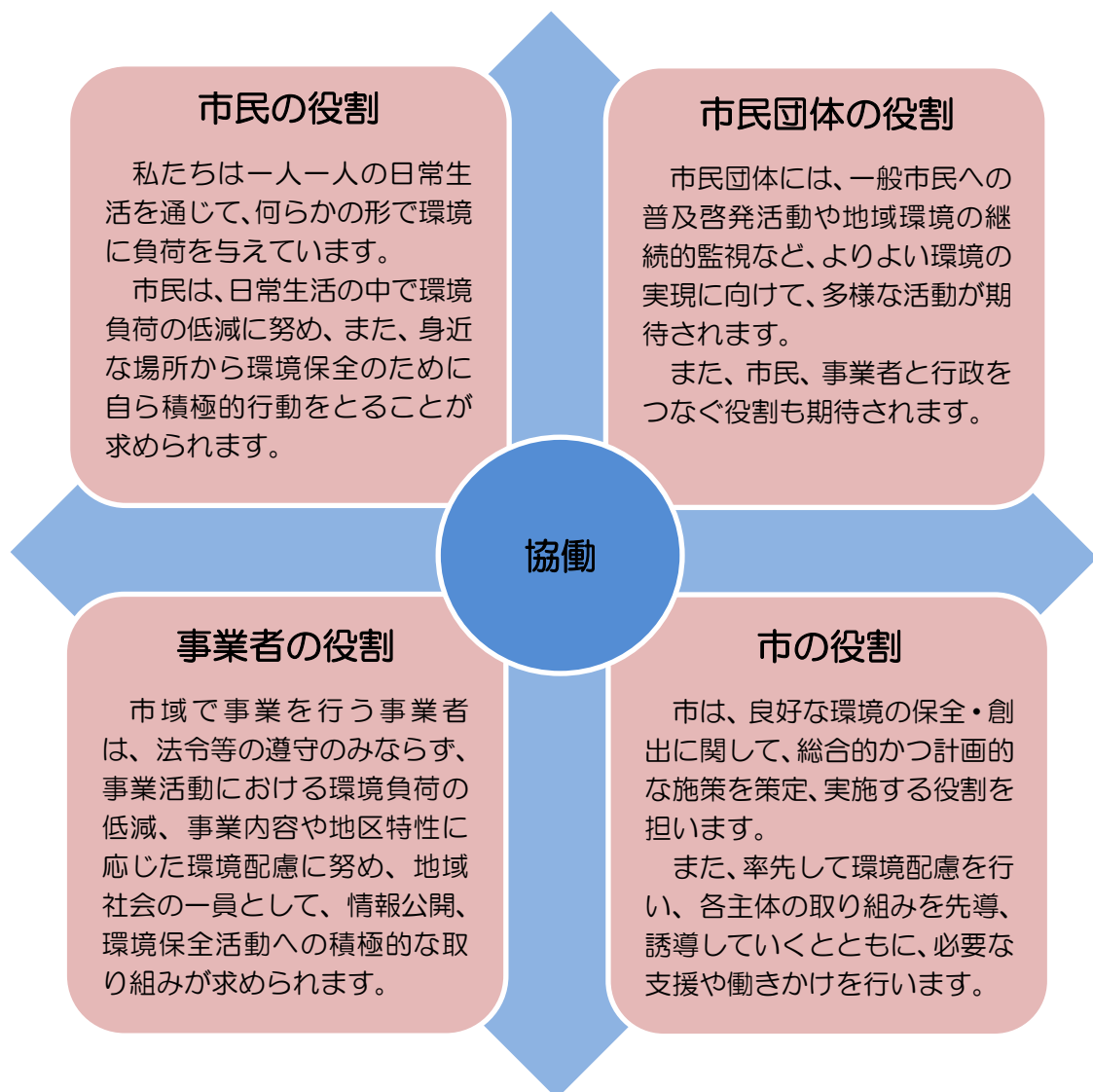
望ましい環境イメージ「みどりを友とし地球にやさしい都市・^{まち}さやま」とそれを実現するための4つの基本目標の達成に向けて、市民、事業者、市が同じ方向を目指して環境保全に取り組めるよう、21世紀半ばを展望した狭山市の環境の姿や市民生活のイメージを整理しました。（市民が描く将来の環境像については、『第2次狭山市環境基本計画改定版（2017年3月）』を参照ください。）



5. 各主体の基本的役割

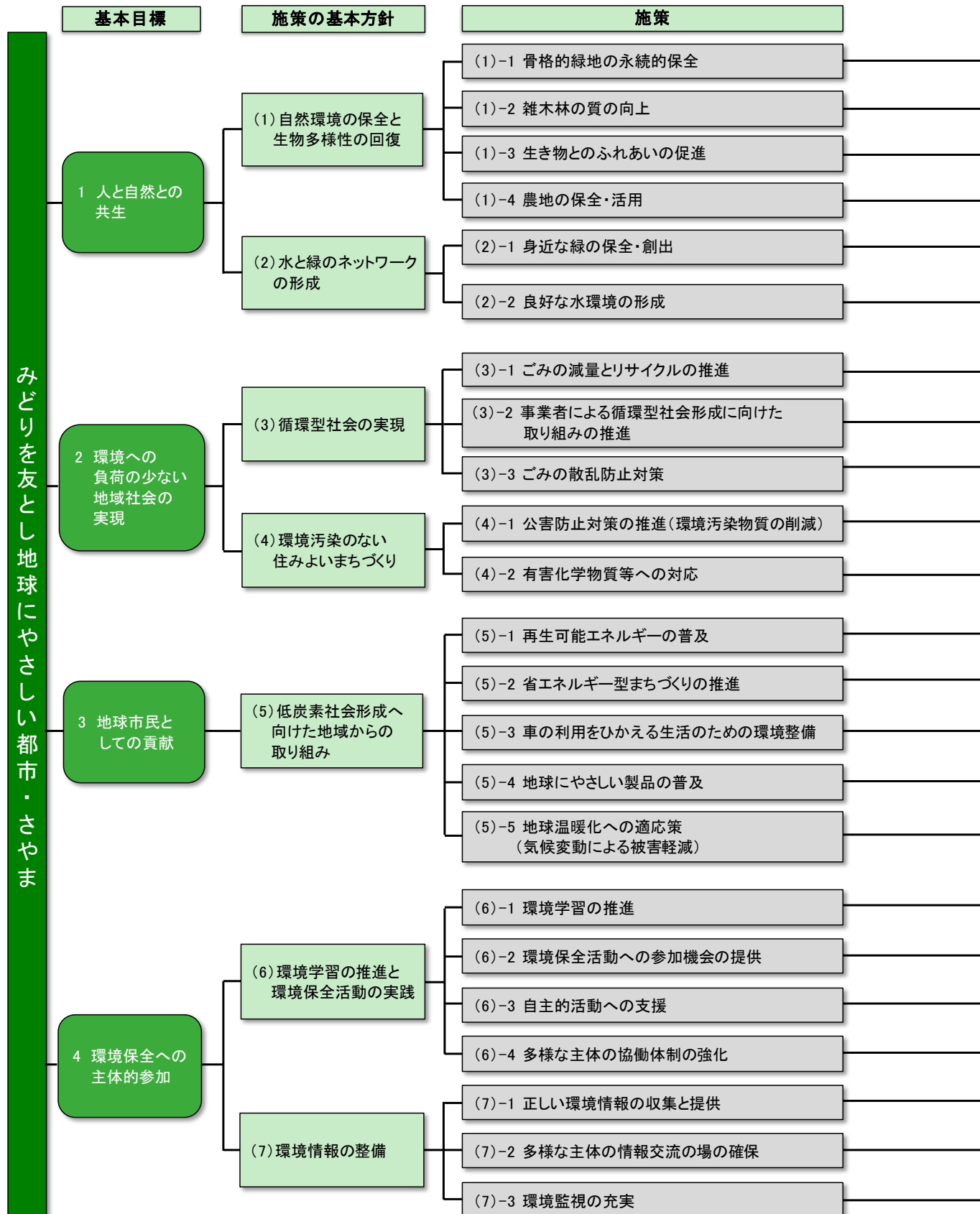
よりよい環境づくりのためには、市民、市民団体、事業者、市が協働の考え方のもとで、適切な連携を図りつつ、各自の役割を果たしていくことが重要です。

本計画では、市民、市民団体、事業者、市を含むすべての主体を対象とし、これらの主体の役割を明確に示すことで、協働による計画推進の指針とします。



6. 計画の施策体系

望ましい環境イメージ「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」とそれを実現するための4つの基本目標の達成に向けて、次の施策体系に沿って環境保全の取り組みを展開します。



	取り組み
	緑地の継承、地域制緑地等の保全、財源の確保
	適切な利用と管理による生物多様性の回復、市民参加による適切な管理
	智光山公園、堀兼・上赤坂公園の活用、ふれあいの場の整備・機会の提供
	環境保全型農業の普及、農とのふれあいの場としての活用、地産地消の推進
	市街地内の樹林地の保全、公園緑地の整備・管理、公共施設の緑化、道路緑化、民有地の緑化の推進
	河川水質の改善、河川における生物多様性の保全、小河川・水路の管理、川とのふれあい、水源地域との交流の促進、雨水の利用及び地下浸透の促進
	ごみの発生抑制、リサイクルの推進、4Rの普及啓発の充実、ごみの安全・適正な処理
	産業界への普及啓発
	ポイ捨て防止・不法投棄対策、まちの美化に関する普及啓発
	必要な規制・指導の強化、自主的な環境保全活動の促進、環境汚染の実態の把握・公表、自動車公害の抑制、モラルの向上、地域のルールづくり
	監視・指導の強化、実態把握と情報提供
	再生可能エネルギーの活用、市民共同発電所の普及支援
	省エネルギー建築の普及、省エネルギー行動の普及促進、ミニエコタウン事業の展開
	徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくり、公共交通の利用促進、自動車利用の抑制、次世代自動車の普及、エコドライブの普及啓発
	地球にやさしい製品の普及、グリーン調達推進
	健康分野における適応策、防災分野における適応策、水利用分野における適応策、農業分野における適応策、生態系分野における適応策
	学校における環境教育の推進、地域ぐるみの環境学習の推進、環境学習の場の提供
	環境保全活動の推進
	多角的支援
	パートナーシップの仕組みづくり、地域力の向上、広域連携
	正しい情報の整備、多様なメディアによる情報交流
	環境情報・啓発の場の整備、イベント等の開催
	環境監視の充実、環境評価と情報発信

年次報告書(2018年度実績) 進行管理指標の現状

基本目標1 人と自然との共生

生き物が住みやすく、ふれあいの得られる緑を回復しよう
いつでもどこでも水や緑の魅力を感じ、気持ちよく暮らせるまちをつくろう

基本方針(1) 自然環境の保全と生物多様性の回復

施策の方向性

入間川・不老川とその周辺の斜面林や、農地と一体となったまとまりのある平地林は、狭山の代表的な緑ですが、このような緑は減少傾向にあります。本市では、これまでも緑地の公有地化や地域制緑地等の指定等により、市内の重要な緑地や保全が危ぶまれる必要な緑地の保全を図ってきましたが、今後も引き続き、狭山の緑の骨格として永続的な保全に努めます。

また、これらの樹林が多様な公益的機能を発揮するよう、市民参加による適切な管理に取り組み、生物多様性の回復による雑木林の質の向上を図るとともに、市民の生き物とのふれあいの場として活用します。

農地は、農産物の生産のみならず、市民に土や緑とのふれあいの場を提供し、生態系の保全やヒートアイランド現象の緩和に寄与するなど、多面的な機能を有しています。そこで、環境保全型農業の普及、農とのふれあいの場としての活用及び地元農産物の消費促進を通じて、地元農業を支えながら、農地を保全していきます。

施策(1)-1 骨格的緑地の永続的な保全

指標項目名	緑地面積(ha)						担当課	みどり公園課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		1,888.96	1,878.53	1,874.94				1,888.96
概要	貴重な緑地(都市緑地法において定義される樹林地、草地、水辺地など)を継承していくため、緑地の公有地化や地域性緑地等の指定等により、狭山の緑の骨格として永続的な保全に努める。							
実績	開発等により緑地面積の減となった。							

指標項目名	ふるさとの緑の景観地指定面積(ha)						担当課	みどり公園課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		127.95	127.95	127.95				127.95
概要	埼玉らしさを感じさせる樹林を中心として優れた風景を形成している地域(5ヘクタール以上)を守るため指定しているもので、埼玉を象徴する緑を形成している地域を、埼玉県が指定している。							
実績	狭山市堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地(79.10ha)、狭山市櫛山ふるさとの緑の景観地(19.32ha)、狭山市水野ふるさとの緑の景観地(11.84ha)、狭山市南入間野ふるさとの緑の景観地(7.05ha)、狭山市逃水ふるさとの緑の景観地(10.64ha)の合計127.95haで、2018年度の指定面積の増減はなかった。							

指標項目名	みどりの基金活用額(累計)(百万円)						担当課	みどり公園課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		825.1	851.1	855.9				1,000
概要	市内に残された貴重な緑地を保存するため、市民や企業等に募金への協力を募るとともに募金の効果的な活用を図る。							
実績	2018年度は、公有地に対して4,800,000円を活用した。							

施策(1)-2	雑木林の質の向上
---------	----------

指標項目名	市民参加で管理している雑木林箇所数(件)						担当課	みどり公園課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		7	7	6				9
概 要	市街地に残った緑を残していくため、雑木林の所有者の方から土地を借用して緑地の保全を図っている。また、雑木林の清掃等の作業を地元自治会や市民団体が行っており、緑地保全活動の協働の場となっている。							
実 績	富士見ふれあい緑地(入間川字イ・6,171㎡)、中央ふれあい緑地(中央2丁目・1,088㎡)、東三ツ木ふれあい緑地(東三ツ木字南台・1,617㎡)、下平野ふれあい緑地(入間川字下平野・7,502㎡)、上窪ふれあい緑地(入間川字上窪・2,599㎡)、中平野ふれあい緑地(入間川字中平野・6,981㎡)の計6箇所・25,958㎡で、2018年度にふれあい緑地1箇所減となった。							

施策(1)-3	生き物とのふれあいの促進
---------	--------------

指標項目名	ふれあい緑地指定面積(ha)						担当課	みどり公園課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		2.7	2.7	2.6				2.7
概 要	ふれあい緑地は、市街地に残った緑を残していくため、所有者の方から土地を借り指定している緑地。清掃等の作業は、地元自治会や市民団体が行っており、緑地保全活動の協働の場となっている。							
実 績	ふれあい緑地(6箇所) 25,958㎡で、2018年度にふれあい緑地1箇所減となった。							

指標項目名	市民緑地指定面積(ha)						担当課	みどり公園課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		0.63	0.63	0.63				0.63
概 要	市民緑地は、良好な都市環境を確保するため、所有者の申し出に基づき市と20年の借地契約を結び、散策路などの整備を行い、市民に開放している緑地である。							
実 績	山王塚市民緑地(大字南入曽字山王塚) 6,300㎡で、2018年度の新たな緑地の整備はなかった。							

指標項目名	智光山公園における環境イベント回数(回)						担当課	みどり公園課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		21	22	19				24
概 要	智光山公園の自然生態観察園を中心に、環境イベント等を通じて生き物とのふれあいの機会を提供し、自然環境の保全や人と自然のかかわり方等について、市民に広く伝える施設としての機能を強化する。							
実 績	こども動物園や都市緑化植物園において、自然観察会などを実施した。							

施策(1)-4	農地の保全・活用
---------	----------

指標項目名	農用地の利用集積面積(ha)						担当課	農業委員会事務局
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		3.9	11.5	11.7				15※
概 要	景観を特徴づける茶畑や、農地を守るため、埼玉県など関係機関と連携し、農用地の利用集積を推進する。 ※計画期間内に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定(賃貸借権・使用貸借権)した面積							
実 績	2018年度に利用権設定(賃貸借権・使用貸借権)した面積は、賃貸借24件67筆8.4458ha、使用貸借10件19筆3.282ha、小計34件86筆11.7278haであった。							

指標項目名	市民農園利用世帯数(世帯)						担当課	産業振興課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		472	472	472				472
概 要	保水機能をはじめとした農地の環境保全機能を良好に保全するため、休耕地や耕作放棄地を利用した市民農園等の整備、提供を継続して進め、農とのふれあいの場として活用する。							
実 績	柏原48区画、南入曽第一73区画、南入曽第二121区画、北入曽108区画、新狭山86区画、笹井36区画の合計472区画(1区画15㎡)の貸し出しを行った。							

まとめ

市内の貴重な緑地については、ふるさとの緑の景観地指定面積、市民緑地の指定面積は現状を維持しているものの、市内緑地の面積とふれあい緑地指定面積については減少傾向にあることから、引き続きみどりの基金を活用し、緑地の保全に努める。

農用地の利用集積面積は若干増加し、市民農園利用世帯数は現状維持となった。保水機能をはじめとした農地の環境保全機能や景観を守るため、今後も農地の保全・活用を図っていく。

基本方針(2) 水と緑のネットワークの形成

施策の方向性

本市における水と緑のネットワークは、まとまりのある雑木林と農地を骨格に、公園、学校等、市街地内の小さな緑、街路樹、入間川、不老川や小河川・水路、さらには住宅や事業所等の植栽(生け垣等)を含めて形成されます。

今後も引き続き、都市内の貴重な緑の拠点として、民有地や公共施設の緑化、公園緑地の整備を通じて、身近な緑の保全・創出に取り組めます。また、都市にうるおいを与える資源として、良好な水環境の形成に取り組み、市街地内の緑と川をつなぐことで、まち全体の水と緑のネットワーク形成を図ります。

施策(2)-1 身近な緑の保全・創出

指標項目名	保存樹木(本)						担当課	みどり公園課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		175	167	166				175
概要	良好な自然環境を守るため、樹木の高さ12m以上、幹の周囲が1.2m以上ある樹木を保存樹木として、所有者と協議のうえ指定している。							
実績	2018年度において、保存樹木1本の指定を解除した。							

指標項目名	市民一人あたりの都市公園等の面積(m ² /人)						担当課	みどり公園課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		10.0	10.0	10.2				10.5
概要	身近な憩いの場であり、都市の貴重な緑の在りかとして公園の充実を図り、市民に潤いと安らぎを与える快適なまちづくりを推進するため、公園緑地の整備・管理を行っている。							
実績	総公園面積 1,537,485m ² 総人口 151,259人(2019年3月31日現在)							

施策(2)-2 良好な水環境の形成

指標項目名	水洗化率(%)						担当課	下水道施設課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		98.3	98.4	98.5				100
概要	公共下水道未接続の全世帯を対象に、水洗化を促進するため、改造依頼書を送付するとともに、職員や普及促進員による個別訪問を実施する。							
実績	・職員及び普及促進員による訪問指導・依頼 延べ 998件 ・公共下水道供用開始のお知らせ文書の送付 延べ 241件 ・水洗化率 98.5%							

指標項目名	合併処理浄化槽の設置数(基)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		1,206	1,259	1,290				1,300
概要	生活排水対策として、河川、水路への汚濁負荷を減らすため、合併処理浄化槽設置・指導等を推進する。							
実績	合併処理浄化槽への転換を促すための啓発を行い、生活排水に対する意識向上を図った。							

指標項目名	生活排水処理率(%)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		96.2	96.3	96.7				98.0
概 要	生活排水の適正な処理方法の周知や、公共下水道の整備や合併浄化槽設置等を推進し、生活排水による河川、水路への汚濁負荷を減らしていく。							
実 績	生活排水の適正な処理方法や合併処理浄化槽への転換を促すための啓発を行い、生活排水に対する意識向上を図った。							

指標項目名	雨水貯留浸透施設の設置補助件数(累計)(基) ①雨水貯留タンク ②浸透マス ※2000年からの累計						担当課	道路雨水課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		① 245	263	276				① 385
		② 406	459	482				② 560
概 要	狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置費補助金交付要綱により、雨水を戸建て住宅の雨樋より集水する雨水簡易貯留施設又は、浸透マスを設置し、雨水利用及び地下浸透を行うものに対し施設費の一部を補助する。							
実 績	・貯留タンクの補助 10件(13基・2,270㎡) ・浸透マスの補助 5件(23基) 1件につき工事費に要した費用の2分の1以内の額で、雨水貯留タンクの設置補助 3万円、浸透マスの設置補助 4万円を限度とし、申請件数15件で46万3千円の補助をした。							

まとめ

市民一人あたりの都市公園等の面積は若干増加したが、保存樹木は民有地であり、その維持が困難であることから徐々に減少している。都市の貴重な緑の拠点として、引き続き身近な緑の保全に努めていく。

また、水洗化等の水環境の形成については、水洗化率、合併処理浄化槽の設置数、生活排水処理率の全てで数値が増加し目標に近づいた。今後も良好な水環境の形成に向けて、啓発を行っていく。

基本目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

限りある資源を大事にし、リサイクルの輪が結ばれる社会をつくろう
環境汚染のない、安全・安心、健康に暮らせるまちをつくろう

基本方針(3) 循環型社会の実現

施策の方向性

本市では、これまでの大量消費・大量廃棄の社会から脱却し、限りある資源を大切に、自然と調和した循環型社会の実現を目指して、平成8年に「リサイクル都市・狭山」を宣言し、ごみの減量化や資源の再利用に取り組んできました。

今後も「この地球 資源は有限 未来は無限」の基本理念のもと、ごみの減量とリサイクルに一層取り組むとともに、本市を取り巻く社会情勢や、市民のライフスタイルの変化に合わせて、ごみの収集やリサイクルの方法等、常によりよい仕組みを検討し、循環型社会の実現を目指します。

施策(3)-1 ごみの減量とリサイクルの推進

指標項目名	家庭系ごみ排出量(t)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	減少 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		34,196	32,845	32,854				28,970
概要	ごみ減量とリサイクルに関する市民意識の啓発拠点として奥富環境センター内にリサイクルプラザを設置。不用品等の展示、頒布(販売)の他、各種リサイクル体験教室やイベントを開催し家庭系ごみの減量化に向けた啓発を進める。							
実績	・視察見学 5件(361人) ・体験学習 20回(138人) ・イベント 30回(11,251人) ・出前講座 1件(13人)							

指標項目名	集団回収量(t)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		3,267	2,946	2,680				3,267
概要	集団回収は、市民の日常生活から排出された廃棄物の中で再利用できる資源を回収することで、資源再利用の推進、ごみ減量及び生活環境の保全を図る。なお、回収を促進するため回収量に応じ補助金を交付している。							
実績	・登録団体数 166団体 ・協力業者 52業者 ・実施回数 1,499回 ・回収量 2,680t(補助金申請辞退団体分 23,990kgを含む) ・補助金交付額 10,625千円							

指標項目名	4R普及啓発活動事業参加者数(人)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		37,310	34,581	35,146				40,000
概要	リサイクルマーケットさやまの実施、各環境センターに於ける視察見学、リサイクルプラザの利用により4Rの普及啓発を進める。							
実績	・リサイクルプラザ来場者数 25,135人 ・稲荷山環境センター視察見学者数 811人 ・リサイクルマーケット・さやま来場者数 9,200人							

指標項目名	廃棄物減量等推進員委嘱数(人)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	維持➡	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		258	263	258				258
概 要	ごみの分別の啓発、集積所調査、ごみの減量化及び資源化の啓発を進めるため、各自治会ごとに推薦いただき、地域のリーダーとして委嘱している。							
実 績	・研修会 年2回開催(延べ 212人参加) ・活動報告書の提出 年2回(延べ 389件) ・謝礼金 決算額 2,410千円							

施策(3)-2 事業者による循環型社会形成に向けた取り組みの推進

指標項目名	事業系ごみ排出量(t)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	減少➡	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		9,825	8,703	8,577				8,659
概 要	事業系ごみの排出量を抑制するために、搬入検査を行い適正排出の指導を行うとともに、各事業所にリーフレットを配布する。							
実 績	・廃棄物搬入検査 2回(稲荷山環境センター) ※検査実績 9社(うち文書指導1社) ・リーフレット(事業系ごみの減量化)を市内事業所(飲食店等) 276社に郵送にて配布							

施策(3)-3 ごみの散乱防止対策

指標項目名	不法投棄パトロール実施回数(回)						担当課	環境課
目指す方向	維持➡	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		30	22	21				30
概 要	不法投棄を未然に防止するため、パトロールを実施する。							
実 績	市職員によるパトロール回数は目標に達しなかったが、ごみを捨てにくい環境づくりに努めたことにより不法投棄物の量が減少した。 ・2018年度 不法投棄物撤去重量 13.8t(前年度比 0.3t減)							

指標項目名	入間川・不老川クリーン作戦参加者数(人)						担当課	環境課
目指す方向	増加➡	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		1,764	1,873	1,711				3,000
概 要	周辺自治会等に協力を呼び掛けクリーン作戦を実施し、環境に関する意識の向上等の啓発と環境美化を図る。							
実 績	入間川クリーン作戦は3月2日に実施し、参加者は1,101人、ごみ回収量3.52tだった。 不老川クリーン作戦は5月26日に実施し、参加者は610人、ごみ回収量2.5tだった。							

指標項目名	アダプトプログラム実施団体数(団体)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		40	42	43				44
概 要	きれいなまちづくり推進のため、市民と行政が協働で進めるアダプトプログラムへの参加団体の拡充を図る。 ※アダプトプログラム…市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の一定区間の美化活動を継続的に進める制度							
実 績	アダプトプログラムの参加団体数は、2団体増の1団体減であったため前年度と比べ1団体増となり市民主体のまちの美化活動が促進された。 ・狭山市環境美化推進制度(11団体) ・埼玉県彩の国ロードサポート(15団体) ・埼玉県川の国応援団(17団体)							

まとめ

事業系ごみ排出量については、順調に減少し目標を上回る成果となったが、家庭系ごみ排出量の増加や集団回収量については、目標達成に向けて、廃棄物減量等推進員等と協働し、市民へ4Rの意識が定着するよう働きかけていく。

また、入間川・不老川クリーン作戦参加者数は減少したが、今後もきれいなまちづくり推進に向けて自治会やアダプトプログラム実施団体と協働で環境美化活動に取り組む。併せて、ごみの減量化及び資源の再利用に向け、推進していく。

基本方針(4) 環境汚染のない住みよいまちづくり

施策の方向性

これまで本市では、大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害対策について、工場や事業場への各種法令に基づく指導や支援等により、着実に環境汚染物質の削減に取り組んできました。

今後も、工場や事業場における規制基準の遵守とともに、都市・生活型公害や有害化学物質等へ適切な対応を実施し、市民が安全に健康に暮らせるよう、環境汚染のない住みよいまちづくりを進めます。

施策(4)-1 公害防止対策の推進(環境汚染物質の削減)

指標項目名	特定事業場・工場排水の規制基準の達成率(%)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		87.8	89.4	90.9				100
概要	水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例による規制対象の事業場に立入りし、排水基準に不適合だった事業場に対して、指導・監督を行う。							
実績	立入り件数44件のうち不適合件数は4件だった。不適合だった事業場に対して、排水基準に適合するよう指導を行った。							

指標項目名	航空機騒音に係る環境基準達成率(%)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		75.0	50.0	50.0				100
概要	国、埼玉県の常時監視測定を補完するとともに、市内における航空機騒音の実態を把握する。環境基準未達成地点については、基地対策協議会を通じて国への働きかけを行う。							
実績	市内4地点(狭山市役所、入間川小、水野保育所、不老荘)において春、秋の2回ずつ測定し、入間川小、水野保育所の2地点で環境基準を達成した。未達成の2地点については、基地対策協議会を通じて、改善の働きかけを行った。							

指標項目名	大気汚染に係る環境基準達成率(沿道環境)(%)						担当課	環境課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		100	100	100				100
概要	市内の一般大気調査と主要幹線道路沿いの自動車排気ガス調査を実施し、継続的な大気環境の状況を把握する。							
実績	一般大気環境調査と自動車排気ガス沿道大気調査をそれぞれ1カ所で行い、いずれの調査においても、代表的な指標である二酸化窒素(NO ₂)、浮遊粒子状物質(SPM)ともに基準を達成した。							

指標項目名	自動車騒音に係る環境基準適合状況(%)						担当課	環境課
目指す方向	達成 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		—	68.8	99.5				100
概要	道路交通騒音調査を定期的に行い、要請限度を超過した路線については道路管理者に改善を要請し、騒音の低減を図る。 ※年度毎に調査路線が異なるため、市内の調査が一巡するおおよそ5年ごと(2017年度～2021年度の5年間等)の調査結果で評価する。							
実績	県道所沢狭山線及び県道川越入間線で調査を行い、対象家屋2,195件中2,184件(99.5%)で環境基準を達成した。なお、要請限度の超過路線はなかった。							

施策(4)-2 有害化学物質等への対応

指標項目名	不適切焼却防止パトロール実施回数(回)						担当課	環境課
目指す方向	維持➡	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		24	24	24				24
概 要	焼却施設や野焼き等の不適正焼却を防止するため、パトロールを実施する。							
実 績	定期的な不適正焼却防止パトロールを24回実施し、不適正焼却をしていた13件について行為者に指導した。							

指標項目名	ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)						担当課	環境課
目指す方向	維持➡	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		100	100	100				100
概 要	市内の大気中のダイオキシン類濃度を調査し、実態を把握する。							
実 績	狭山市役所の屋上で大気調査を年1回実施した結果、環境基準を達成した。							

まとめ

特定事業場・工場排水の規制基準の達成率は増加しており、水質改善の指導が結果として表れている。自動車騒音に係る環境基準適合状況については、2017年度に比べ大幅な改善が見られるものの、測定点は毎年変わるため今後の数値にも注視していく。また、航空機騒音に係る環境基準達成率は横ばいであり、関係機関への積極的な改善への働きを続けていく。

基本目標3 地球市民としての貢献

省エネと創エネ、車の使い方を考えた生活を通して低炭素なまちをつくろう

基本方針(5) 低炭素社会形成へ向けた地域からの取り組み

施策の方向性

地球温暖化がますます深刻化する中、2015年12月に「パリ協定」が採択されるなど、地球規模での温暖化対策が進められています。日本は、2016年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減する目標を掲げています。また、同計画において、地方公共団体の基本的役割として、「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」を示しています。

このような状況を受け、本市においては、「低炭素社会形成」の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及を中心に、省エネルギー型のまちづくり、車の利用をひかえる生活のための環境整備、地球にやさしい製品の普及に取り組んでいきます。

また、夏季の熱中症予防など、地球温暖化への適応(備え)についても取り組んでいきます。

施策(5)-1 再生可能エネルギーの普及

指標項目名	公共施設における太陽光発電容量(累計)(kW)					担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018			目標 2021
		358	461	461			500
概要	公共施設に太陽光発電システムを率先して導入することにより、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、環境に関する意識啓発を行う。						
実績	2018年度では新たに導入した施設はないものの、今後新たに建設する公共施設への導入など、将来的な温室効果ガスの排出の抑制に向けて取り組んだ。						

指標項目名	再生可能エネルギーによるCO ₂ 削減量(t-CO ₂)					担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018			目標 2021
		8,038	—	—			15,150
概要	再生可能エネルギーの普及に努めるとともに、利用の取り組みを進め、省エネルギー型のまちづくりを推進する。						
実績	東京電力パワーグリッド(株)(以下 東京電力)から資料提供されていた市内の太陽光発電設備の出力値の合計から、削減量の推計値を算出することとしていたが、2000年からの段階的な電力小売全面自由化により、東京電力以外の電力会社が増加し、東京電力のみのデータでは環境指数として成り立たないことから、東京電力管内では2016年度実績分より営業統計データの開示がされなくなったため、算出できず。						

指標項目名	市民共同発電所建設件数(累計)(件) ※2010年からの累計					担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018			目標 2021
		2	3	4			5
概要	市と連携して環境まちづくりを推進しているNPO法人さやま環境市民ネットワークが市民と共同で、地域の拠点施設に太陽光発電設備を設置し、マイタウンソーラー発電所として、市民に見える形で地域発の温暖化防止活動を推進する。						
実績	地球温暖化防止に関する意識の高揚を図るため、マイタウンソーラー発電所4号機として、新たに学校法人石川学園狭山ひかり幼稚園の屋根に太陽光発電設備が設置された。						

施策(5)-2	省エネルギー型まちづくりの推進
----------------	------------------------

指標項目名	省エネ診断の実施件数(累計)(件)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		7	9	10				15
概 要	エネルギーの使用状況や設備の稼働状況を調査・分析し、エネルギー使用の合理化や、それに伴う経費節減が図られるような設備・機器の導入、改修又は運用改善などについて、提案をしていただき更なる省エネを推進する。							
実 績	電力、燃料、熱などエネルギー全般の省エネを推進するため、市内の公共施設に対し省エネ診断の実施に関する情報提供を行い、浄化センターにおいて診断を実施した。							

指標項目名	エコライフDAY参加者数(人)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		24,077	21,295	21,590				27,000
概 要	家庭からの二酸化炭素排出の削減のため、環境に配慮した省エネ・省資源のライフスタイルの普及・啓発を目的として、簡単なチェックシートを使い、一日について省エネ・省資源など環境に配慮した生活と、日頃の生活を比べ、その成果を二酸化炭素の削減量の形で把握する。							
実 績	NPO法人さやま環境市民ネットワークとの協働により、夏と冬の2回実施し、学校などから多くの参加をいただいた。また、環境川柳・標語の募集を行い、環境に対する意識向上を図った。 ・二酸化炭素削減量 34,743kg-CO ₂ (前年 36,084kg-CO ₂)							

施策(5)-3	車の利用をひかえる生活のための環境整備
----------------	----------------------------

指標項目名	市内循環バスの利用者数(人)						担当課	交通防犯課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		82,754	84,889	79,570				88,000
概 要	公共交通機関である市内循環バス「茶の花号」を継続して運行し、利用実態調査等を踏まえながら、地域の実情に即した交通手段の検討など、利便性の向上・利用促進に努める。							
実 績	市内循環バス「茶の花号」は、市内4駅を中心にバス3台で運行し、計79,570人の利用者があった。一層の利便性の向上、及び交通不便地域の解消と市民の日常生活における移動手段の充実を図るため、狭山市地域公共交通会議にて、運行ルート等の見直しについて継続的に協議し、12月3日よりルートの見直しを行い、新たな7コースで運行を開始した。							

指標項目名	公用車の次世代自動車導入台数(台) ※現保有台数						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		8	7	8				20
概 要	地球温暖化対策に関する率先行動の一つとして、公用車にハイブリッド自動車、電気自動車などの次世代自動車を導入し、温室効果ガスの排出量を抑制する。							
実 績	次世代自動車について、2018年度は1台新規導入した。、狭山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、公用車は低燃費かつ低排出ガス認定車の導入を推進した。							

施策(5)-4	地球にやさしい製品の普及
---------	--------------

指標項目名	市役所で使用する物品のグリーン購入率(%)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		86.0	92.8	93.6				90.0
概要	狭山市環境マネジメントシステムに基づき、率先してグリーン購入(環境へ配慮した物品等の購入)を推進することにより、環境負荷の低減を図るとともに、循環型社会の構築を目指す。							
実績	1年に2回(半期毎に)グリーン購入状況について把握し、さらなるグリーン購入の推進を周知した。 ・2018年度のグリーン購入率 93.6%(上半期 93.2% 下半期 94.0%)							

施策(5)-5	地球温暖化への適応策(気候変動による被害軽減)
---------	-------------------------

指標項目名	<再掲>雨水貯留浸透施設の設置補助件数(累計)(基) ①雨水貯留タンク ②浸透マス ※2000年からの累計						担当課	道路雨水課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		① 245	263	276				① 385
		② 406	459	482				② 560
概要	狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置費補助金交付要綱により、雨水を戸建て住宅の雨樋より集水する雨水簡易貯留施設又は、浸透マスを設置し、雨水利用及び地下浸透を行うものに対し施設費の一部を補助する。							
実績	・貯留タンクの補助 10件(13基・2,270ℓ) ・浸透マスの補助 5件(23基) 1件につき工事費に要した費用の2分の1以内の額で、雨水貯留タンクの設置補助 3万円、浸透マスの設置補助 4万円を限度とし、申請件数15件で46万3千円の補助をした。							

指標項目名	<再掲>公共施設における太陽光発電容量(累計)(kW)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		358	461	461				500
概要	公共施設に太陽光発電システムを率先して導入することにより、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、環境に関する意識啓発を行う。							
実績	2018年度では新たに導入した施設はないものの、今後新たに建設する公共施設への導入など、将来的な温室効果ガスの排出の抑制に向けて取り組んだ。							

まとめ

再生可能エネルギーの普及については、公共施設における新たな太陽光発電システムの導入はなかったものの、市民による持続可能な社会の構築に向けた取り組みとして、市民共同発電所4号機が設置された。

新ルートで運行を開始した市内循環バス「茶の花号」は利用者数の減少が見られたが、利便性の向上や利用促進を図り、今後も継続的な見直しを協議するなど、車の利用を抑える環境整備をすることで地球温暖化防止に繋がる取り組みを一層推進していく。

基本目標4 環境保全への主体的参加

環境について学び、ふだんの生活の中から環境保全に取り組む市民になろう
狭山の環境について知り、伝えられる、環境情報の交流の場をつくろう

基本方針(6) 環境学習の推進と環境保全活動の実践

施策の方向性

「環境まちづくり」の推進には、市民や事業者が自主的に環境保全活動に取り組むことが理想ですが、そのためには、一人一人が高い環境意識を持ち、環境や環境保全の取り組みについて正しく理解していることが重要です。

今後も、市内で活動している市民団体の実績と豊富な人材、企業の技術力等を活用しながら、自主的な環境保全活動につなげるとともに、みんなで環境について学びあい、環境意識の高い市民を育てていきます。

施策(6)-1 環境学習の推進

指標項目名	環境関連講座参加者数(人)					担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018			目標 2021
		805	1,132	1,169			1,000
概要	地域の公民館等を活用した環境関連講座により、学習の機会を確保するとともに、市民の自主的な環境学習を推進し、環境に対する意識の向上を図る。						
実績	各公民館を中心に環境保全に関する講座を実施した。また、環境学習講座をNPO法人さやま環境市民ネットワークに委託し、「環境にやさしいライフスタイル講座」を実施(6講座、延べ182名参加)した他、環境出前講座及び、児童を対象に市内を流れる人間川を活用したカヌーや地引網体験、水辺の生き物調査や水質調査など、環境学習支援活動を行った。						

施策(6)-2 環境保全活動への参加機会の提供

指標項目名	環境保全活動イベントの開催件数(件)					担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018			目標 2021
		33	42	45			50
概要	市民団体等と連携して、クリーン作戦、リサイクルマーケット等の環境保全活動イベント等を開催し、市民へ環境保全活動への参加の機会を提供するとともに、環境意識の高揚を図る。						
実績	人間川・不老川クリーン作戦など環境美化活動、リサイクルマーケット、ポイ捨て防止キャンペーンなどの事業実施により、市民への環境意識の高揚、環境保全の普及啓発へとつなげた。						

施策(6)-3 自主的活動への支援

指標項目名	こどもエコクラブ登録件数(件)					担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018			目標 2021
		0	6	7			10
概要	子どもたちのエコ活動や環境学習を応援し、子どもたちが人と環境の関わりについて理解を深めることで、地域に根差した環境保全活動の輪が広がることを目的とした環境活動のクラブに関する情報収集及び提供を行う。						
実績	こどもエコクラブ地方事務局に登録し、全国事務局から各地の活動状況やイベント情報などを収集するとともに、エコクラブ加入促進のための周知活動を行った結果、市内保育園が新たに登録した。						

指標項目名	環境保全創造基金活用額（累計）（百万円）						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		192.7	204.4	235.5				250
概 要	環境保全創造基金は、環境基本計画に基づく事業の実効性を担保するために2003年度に始めた基金であり、第2次環境基本計画においても引き続き、自主的な環境保全活動を支援するため効果的な活用を図る。							
実 績	2018年度は、住宅用省エネルギーシステム設置補助事業費6,180,000円、家庭系生ごみリサイクル事業費8,000,000円、剪定枝等リサイクル事業費7,000,000円、焼却灰セメント等資源化事業費10,000,000円の計31,150,000円を活用した。							

施策(6)-4 多様な主体の協働体制の強化

指標項目名	環境保全活動に係る市民との協働事業件数(件)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		19	15	18				30
概 要	市民、市民団体、事業者が個々の独自性と自由な活動を維持しつつ、情報交換や人的交流による相互啓発を図るため、市と活動主体とのパートナーシップ形成を図り、各主体との協働による環境保全を推進する。							
実 績	環境美化活動や各種環境イベント、環境講座など普及啓発活動を各主体と協働で行い、パートナーシップの充実を図った。また、環境基本計画でパートナーシップ組織として位置づけている「NPO法人さやま環境市民ネットワーク」に一部事業を委託するとともに、協働で環境保全活動に取り組んだ。							

指標項目名	「NPO法人さやま環境市民ネットワーク」会員数(人)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		157	167	165				200
概 要	2003年の計画改定時に、行政と協働して計画の具現化を目指す市民組織として発足し、計画の理念・望ましい環境イメージ実現に向け、市のパートナーシップ組織として位置づけている。緑・川・ごみ減量・温暖化対策の4つの分科会により、具体的な環境活動を展開している。							
実 績	環境団体交流会や環境サロン等のイベントの場を活用し、活動内容をPRするとともに、会員募集を行った。							

まとめ

環境学習の推進では、環境関連講座参加者数、環境保全活動イベントの開催件数ともに増加した。さらに、環境保全活動に係る市民との協働事業件数も増加した。今後も市民団体の豊富な人材やアイデアを活用し、環境に関する意識高揚を図っていく。

また、環境保全創造基金については、住宅用省エネルギーシステム設置補助事業費に加え、家庭系生ごみリサイクル事業費や焼却灰セメント等資源化事業費など、より多くの事業に活用した。

基本方針(7) 環境情報の整備

施策の方向性

環境に配慮した取り組みは、正確かつ的確な環境情報をもとに実践されることが重要です。

また、多様な主体の協働による取り組みを推進するためには、情報共有が不可欠です。

本市ではこれまでも大気、水質等の環境データの測定・公表等を行ってきましたが、より多くの人に十分に行き渡るよう環境情報を整備、公開していくとともに、市民、事業者、市の環境情報の共有と情報交流の場を確保していきます。

施策(7)-1 正しい環境情報の収集と提供

指標項目名	環境関連ホームページ参照数(件)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		58,315	101,782	106,040				70,000
概要	ホームページについては、即時性の高い情報発信を容易に実現できると同時に広く市民へ情報の提供が行える伝達媒体であり、環境に関する情報発信の重要な手段として活用する。							
実績	広く市民へ最新の情報を発信するツールとして、公式ホームページの環境関連情報へのアクセス数は、昨年より増えており、環境への関心の高さを表している。この他、公式モバイルサイト・フェイスブック・ツイッターも発信ツールとして活用している。							

指標項目名	広報さやまへの環境関連記事掲載回数(回)						担当課	環境課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		36	38	38				36
概要	情報環境に差がなく、市民生活に関わりの深い情報を確実に市民に提供できる中核的な伝達媒体として広報紙を活用し、環境に関する特集を掲載するなど、環境に対する市民の意識高揚を図る。							
実績	リサイクルマーケットや犬の飼い方教室など環境イベントの案内、環境講座やアイドリングストップ、住宅用省エネルギーシステム設置費補助制度、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用補助金等の環境関連情報を毎月掲載した。また、クビアカツヤカミキリに関する記事を掲載し、市民へ注意喚起及び情報提供を行った。							

施策(7)-2 多様な主体の情報交流の場の確保

指標項目名	リサイクルプラザ来訪者数(人)						担当課	奥富環境センター
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		29,863	25,683	25,135				30,000
概要	ごみの減量とリサイクルに関する市民意識の醸成を図るため、各種講座・イベント等の開催を行う。また、家庭で不用となった衣類・雑貨や家具などを展示・頒布し資源の有効利用を図る。							
実績	・不用品の頒布 37,729点 ・再生家具の頒布 682点 ・視察・見学 5件 ・体験学習 20回 ・イベント 30回 ・出前講座 1件							

指標項目名	＜再掲＞エコライフDAY参加者数(人)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		24,077	21,295	21,590				27,000
概 要	家庭からの二酸化炭素排出の削減のため、環境に配慮した省エネ・省資源のライフスタイルの普及・啓発を目的として、簡単なチェックシートを使い、一日について省エネ・省資源など環境に配慮した生活と、日頃の生活を比べ、その成果を二酸化炭素の削減量の形で把握する。							
実 績	NPO法人さやま環境市民ネットワークとの協働により、夏と冬の2回実施し、学校などから多くの参加をいただいた。また、環境川柳・標語の募集を行い、環境に対する意識向上を図った。 ・二酸化炭素削減量 31,800kg-CO ₂							

指標項目名	リサイクルマーケット・さやま来場者数(人)						担当課	奥富環境センター
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		6,400	7,800	9,200				10,000
概 要	家庭で不用となった衣類や雑貨類などを低価格で譲り合い、再利用することで、物を大切にする心を育み、ごみの減量を図っていくことを目的に、リサイクルマーケット・さやま実行委員会の企画、運営によりリサイクルマーケット・さやまを開催。							
実 績	上奥富運動公園を会場とし、出店区画200店舗で春と秋に開催 ・第53回(5月19日) 来場者数 約4,300人 ・第54回(11月17日) 来場者数 約4,900人 合計来場者数 約9,200人							

施策(7)-3 環境監視の充実

指標項目名	＜再掲＞廃棄物減量等推進員委嘱数(人)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	維持 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		258	263	258				258
概 要	ごみの分別の啓発、集積所調査、ごみの減量化及び資源化の啓発を進めるため、各自治会ごとに推薦いただき、地域のリーダーとして委嘱している。							
実 績	・研修会 年2回開催(延べ 212人参加) ・活動報告書の提出 年2回(延べ 389件) ・謝礼金 決算額 2,410千円							

指標項目名	不法投棄物撤去重量(t)						担当課	環境課
目指す方向	減少 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		23.5	14.1	13.8				13
概 要	不法投棄を未然に防止するため、各自治会と連携して、不法投棄物を発見した際は速やかに対応し、市民とともに環境を監視していく体制を整える。							
実 績	各自治会や市民からの通報に対し関係機関と連携して速やかな不法投棄物の回収等を行った結果、不法投棄されにくい環境を維持することができたため、不法投棄物の撤去重量が減少した。							

まとめ

2017年度に引き続き、環境関連ホームページ参照件数は目標を大幅に達成したことから、市民にとって、情報収集の手段として広く浸透していることがうかがえる。一方で、リサイクルプラザの来訪者数は減少傾向が見られるため、各種講座・イベントに応じた効果的な情報発信を行っていく。

廃棄物減量等推進員委嘱数は目標値を達成し、不法投棄物撤去重量は若干の減少が見られた。

なお、不法投棄については、引き続き市民からの情報も活用し未然防止に努める。

重点プロジェクト

重点プロジェクト1 季節を感じる緑のまちづくりプロジェクト

狭山の緑を代表する「武蔵野の雑木林」は、もともと落葉広葉樹を中心とした農用林であり、農業を通じて人による管理が行われることで、明るい林床と多様な生態系を持つ森林として維持され、四季を感じるふさふさの緑として、人々に親しまれてきました。雑木林は緑豊かな景観、そしてたおやかな里並みを形成し、私たちに精神的な安らぎを与えてくれるだけでなく、野生生物の生育・生息の場所としても重要な役割を持っています。

しかし、雑木林はその多くが民有地であるため、土地所有者の相続等に伴う売却、宅地化の進行等により、減少の傾向にあります。また、管理の担い手不足により雑木林が放置されることは、雑木林の活力の低下、ごみの不法投棄、景観や防犯上の問題等にもつながります。

また、雑木林を守る一方で、市街地の小さな緑や貴重な景観木の保全、良好な街並みづくりを進めることで、身近な生活環境の質を高めることも重要です。

これらの課題を解決するため、今後も引き続き、雑木林とのふれあい等を通じて、市民の意識を高めるとともに、市民参加による雑木林の保全に取り組みます。

また、市民参加により公園緑地やオープンスペースの緑を増やし、季節を感じる緑の街並みを形成していきます。

指標項目名	＜再掲＞みどりの基金活用額（累計）（百万円）						担当課	みどり公園課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		825.1	851.1	855.9				1,000
概要	市内に残された貴重な緑地を保存するため、市民や企業等に募金への協力を募るとともに募金の効果的な活用を図る。							
実績	2018年度は、公有地の取得に対し 4,800,000円を活用した。							

指標項目名	＜再掲＞市民参加で管理している雑木林の箇所数（件）						担当課	みどり公園課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		7	7	6				9
概要	市街地に残った緑を残していくため、雑木林の所有者の方から土地を借用して緑地の保全を図っている。また、雑木林の清掃等の作業を地元自治会や市民団体が行っており、緑地保全活動の協働の場となっている。							
実績	富士見ふれあい緑地（入間川字イ・6,171㎡）、中央ふれあい緑地（中央2丁目・1,088㎡）、東三ツ木ふれあい緑地（東三ツ木字南台・1,617㎡）、下平野ふれあい緑地（入間川字下平野・7,502㎡）、上窪ふれあい緑地（入間川字上窪・2,599㎡）、中平野ふれあい緑地（入間川字中平野・6,981㎡）の計6箇所・25,958㎡で、2018年度にふれあい緑地1箇所減となった。							

指標項目名	オープンガーデン実施件数（件）						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		28	30	33				50
概要	市民参加によりオープンスペースを活性化させ、緑を増やし、季節を感じる緑の街並みを形成する。 ※オープンガーデン…丹精込めて造られた個人の庭を一定期間、一般の人に公開する活動。							
実績	さやま市民大学によるまちのガーデナー養成講座修了生を中心に立ち上げられた「ガーデニングを活かした花のまちづくり」に取り組む市民団体による、オープンガーデンの実施件数。オープンガーデンマップを作成し、花や緑を通したふれあいの場を創出している。							

指標項目名	＜再掲＞アダプトプログラム実施団体数(団体)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		40	42	43				44
概 要	きれいなまちづくり推進のため、市民と行政が協働で進めるアダプトプログラムへの参加団体の拡充を図る。 ※アダプトプログラム…市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の一定区間の美化活動を継続的に進める制度							
実 績	アダプトプログラムの参加団体数は、2団体増の1団体減であったため前年度と比べ1団体増となり市民主体のまちの美化活動が促進された。 ・狭山市環境美化推進制度(11団体) ・埼玉県彩の国ロードサポート(15団体) ・埼玉県川の国応援団(17団体)							

重点プロジェクト2 よみがえれ、ふるさとの川プロジェクト

本市は入間川、不老川をはじめ、小河川や水路が走り、湧水もある豊かな水に恵まれたまちでした。しかし、都市化に伴う河川への生活雑排水の流入等により、一時は不老川が日本一汚い川といわれるなど、水は汚れ、生き物は減り、川で遊ぶ人も少なくなっていました。

その後、下水道整備や浄化槽設置等により、河川の水質は大幅に改善していますが、護岸がコンクリートで固められるなど、川の持つ自然を基本とした親水空間の整備には課題が残されています。

また、水辺は人々に安らぎを与えるだけでなく、多様な生物の生息地としても重要です。入間川では、「川のまるごと再生プロジェクト」による魚道や遊歩道等の整備が完了したことから、今後は、水辺に親しみふれあえる場としての活用と、水質向上による水辺生物の再生を図っていきます。また、プロジェクトに関わった市民団体などによる交流会を開催し、各団体が持っている情報や課題を共有することで、環境に対する認識の向上を図ります。

身近な場所に、生命の源泉であり、心とさせる水辺があることは、快適で豊かな生活環境として重要です。「ふるさとの川」をよみがえらせるため、川の自然・生き物の再生、水遊びや憩いの場として親しめる水辺の回復を図り、きれいで豊かな水を取り戻します。

指標項目名	＜再掲＞水質汚濁に係る環境基準達成状況						担当課	環境課
目指す方向	達成 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		一部未達成	一部未達成	一部未達成				達成
概 要	市内の主要河川である入間川及び不老川の水質調査を定期的に実施し、河川の水質汚濁状況を把握するとともに、水質汚濁物質の流入抑制や自然の浄化機能を活用して水質向上を図る。							
実 績	入間川：環境基準値・下記項目の内、大腸菌群数以外達成。 不老川：環境基準値・下記項目で達成。 ※環境基準値項目：水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数(不老川は対象外)							

指標項目名	水辺生物の再生(入間川魚類生息種類数)(種)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		22※	23	23				増加
概 要	入間川を「ふるさとの川」としてよみがえらせるため、天然アユが遡上できる川にするべく、水質向上による水辺生物の再生を図る。 ※外来種を除く 1 アブラハヤ 2 アユ(放流魚) 3 イワナ 4 ウキゴリ 5 ウグイ 6 ウナギ 7 オイカワ 8 カジカ 9 カマツカ 10 ギバチ 11 コイ 12 シマドジョウ 13 ドジョウ 14 ナマズ 15 ニゴイ 16 ニジマス(放流魚) 17 フナ 18 ヘラブナ 19 ムギツク 20 モツゴ 21 ヤマメ 22 ヨシノボリ 23 ホンモロコ							
実 績	河川を活用した環境学習の一環で行う水辺の生き物調査・水質調査を含めた魚類調査、入間漁業協同組合へのヒアリング等により確認された。							

重点プロジェクト3 もやすごみ減量大作戦！プロジェクト

本市では、平成8年に「リサイクル都市・狭山」を宣言し、限りある資源を大切に、自然と調和した循環型社会の形成を目指し、ごみの分別の徹底や生ごみのリサイクル、毎日がノーレジ袋デーの実施等の取り組みを進めてきました。

その結果、市民にごみの分別やリサイクルの意識が定着し、ごみの排出総量は着実に減少しています。また、リサイクル率は県内でトップクラスとなっています。

「リサイクル都市・狭山」を実現するためには、ごみも資源として捉え、循環型社会形成の考え方のもと、市民の高い意識と企業の技術力等を結集して、ごみの脱焼却と資源化をさらに進めていくことが重要です。

そこで、今後も引き続き、もやすごみに含まれている生ごみ等の有機資源の減量とリサイクル、事業系ごみ削減の呼びかけ等により、もやすごみの減量に取り組みます。

指標項目名	＜再掲＞市民一人あたりのごみ排出量(g/人・日)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	減少 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		783.5	749.0	750.5				696.7
概要	家庭から排出される「もやすごみ」を減量化するため、各種啓発とともに、生ごみの減量化を進める。生ごみの減量化は、生ごみ処理機器設置費補助金の交付、生ごみリサイクル事業を主に推進する。							
実績	・生ごみ処理機器設置補助金 容器 114台、機械 9台 ※補助金交付金額 261千円 ・家庭系生ごみリサイクル事業 参加世帯 1,110世帯 収集回数 151t							

指標項目名	市民一人あたりのもやすごみ排出量(g/人・日)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	減少 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		413.7	405.0	402.4				341
概要	もやすごみに含まれている生ごみ等の有機資源の減量とリサイクル、食品ロスの削減により、もやすごみの減量に取り組む。							
実績	・生ごみ処理機器設置補助金 容器 114台、機械 9台 ※補助金交付金額 261千円 ・家庭系生ごみリサイクル事業 参加世帯 1,110世帯 収集回数 151t							

指標項目名	＜再掲＞再生利用率(%)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		32.9	32.6	32.8				34.8
概要	再生可能なごみについて、再資源化を進め、再生利用率を高める。							
実績	・資源化量 金属類 688t、びん・缶 1,252t、古紙・古布 2,669t、ペットボトル 334t、剪定枝等 535t 廃プラスチック等 2,253t、生ごみ 151t、蛍光灯等 52t、家電製品等 143t、焼却灰等 3,677t							

指標項目名	＜再掲＞家庭系ごみ排出量(t)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	減少 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		34,196	32,845	32,854				28,970
概要	ごみ減量とリサイクルに関する市民意識の啓発拠点として奥富環境センター内にリサイクルプラザを設置。不用品等の展示、頒布(販売)の他、各種リサイクル体験教室やイベントを開催し家庭系ごみの減量化の啓発を進めている。							
実績	・視察見学 5件(361人) ・体験学習 20回(138人) ・イベント 30回(11,251人) ・出前講座 1件(13人)							

指標項目名	〈再掲〉事業系ごみ排出量(t)						担当課	資源循環推進課
目指す方向	減少 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		9,825	8,703	8,577				8,659
概 要	事業系ごみの排出量を抑制するために、搬入検査を行い適正排出の指導を行うとともに、各事業所にリーフレットを配布する。							
実 績	・廃棄物搬入検査 2回(稲荷山環境センター) ※検査実績 9社(うち文書指導1社) ・リーフレット(事業系ごみの減量化)を市内事業所(飲食店等) 276社に郵送にて配布							

重点プロジェクト4 市民力で温暖化抑制まちづくりプロジェクト

日常生活や事業活動を通じて、私たちは知らず知らずのうちに環境へ負荷を与えています。その中でも地球温暖化問題は国際的な課題であり、本市においても、エコライフDAYやマイタウンソーラー発電所の建設等を通じて、市民・事業者の地球温暖化問題や省エネルギーに対する意識を高め、CO₂排出量の削減に取り組んできました。

そうしたなかで2011年3月に発生した東日本大震災は、電力需給の逼迫を招き、従来のエネルギー大量消費型の生活スタイルそのものを見直すきっかけとなりました。また、国際社会では、2015年12月のパリ協定において「世界全体の目標として産業革命前からの気温上昇を2℃よりかなり低く抑え、1.5℃未満に向けて努力する。」ことが採択され、国は温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比26%削減の目標を示しました。

そこで、温室効果ガス排出量の削減に向けて、これまで着実に取り組んできた省エネ活動の普及啓発等を継続するとともに、CO₂排出量の見える化等、発展的な取り組みを通じて、温暖化問題に関心な市民には省エネの気付きを、関心の高い市民には取り組みへの協力を求めています。また、これらの省エネ活動に加えて、市民の知恵と行動力を結集して、創エネや蓄エネに取り組み、市民力による温暖化抑制まちづくりを図ります。

また、夏季の熱中症予防など、地球温暖化への適応(備え)についても取り組んでいきます。

指標項目名	〈再掲〉二酸化炭素排出量(千t-CO ₂)						担当課	環境課
目指す方向	減少 	基準 2013	2015	2016				目標2019
		960.5	892.7	881.7				874.1
概 要	狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民力による温暖化抑制まちづくりを推進し、市内の二酸化炭素排出量を削減する。 ※二酸化炭素排出量は、統計資料の関係で、把握できる最新値が2年前のものとなることから、他の指標よりも2年遅れの値を用いる							
実 績	二酸化炭素排出量は、埼玉県が毎年公表する市町村温室効果ガス排出量推計を用いることとしたため、基準年及び目標年の数値を、指標のとおりの県推計値に置き換えるとともに、当初2009年度で固定し公表することとしていた電力排出係数についても、県の推計により係数変動となったため、変動値で公表することとする。							

指標項目名	〈再掲〉エコライフDAY参加者数(人)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		24,077	21,295	21,590				27,000
概 要	家庭からの二酸化炭素排出の削減のため、環境に配慮した省エネ・省資源のライフスタイルの普及・啓発を目的として、簡単なチェックシートを使い、一日について省エネ・省資源など環境に配慮した生活と、日頃の生活を比べ、その成果を二酸化炭素の削減量の形で把握する。							
実 績	NPO法人さやま環境市民ネットワークとの協働により、夏と冬の2回実施し、市内の小学校、中学校、高等学校・大学などから多くの参加をいただいた。 ・二酸化炭素削減量 31,800kg-CO ₂							

指標項目名	地球温暖化対策 標語&川柳応募件数(件)					担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018			目標 2021
		386	497	445			500
概 要	学校や地域における地球温暖化問題の啓発として、エコライフDAYの参加者に対し地球温暖化対策の標語&川柳を募集し、優秀作品について表彰を行っている。						
実 績	小学生166件、中学生79件、高校生・一般200件の応募があり、その中から優秀作品を選定し、ティッシュに折り込むなど市民に向けた啓発に活用している。						

指標項目名	<再掲>市民共同発電所建設件数(累計)(件) ※2010年からの累計					担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018			目標 2021
		2	3	4			5
概 要	市と連携して環境まちづくりを推進しているNPO法人さやま環境市民ネットワークが市民と共同で、地域の拠点施設に太陽光発電設備を設置し、マイタウンソーラー発電所として、市民に見える形で地域発の温暖化防止活動を推進する。						
実 績	地球温暖化防止に関する意識の高揚を図るため、マイタウンソーラー発電所4号機として、新たに学校法人石川学園狭山ひかり幼稚園の屋根に太陽光発電設備が設置された。						

指標項目名	<再掲>再生可能エネルギーによるCO2削減量(t-CO2)					担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018			目標 2021
		8,038	—	—			15,150
概 要	再生可能エネルギーの普及に努めるとともに、利用の取り組みを進め、省エネルギー型のまちづくりを推進する。						
実 績	東京電力パワーグリッド(株)(以下 東京電力)から資料提供されていた市内の太陽光発電設備の出力値の合計から、削減量の推計値を算出することとしていたが、2000年からの段階的な電力小売全面自由化により、東京電力以外の電力会社が増加し、東京電力のみのデータでは環境指数として成り立たないことから、東京電力管内では2016年度実績分より営業統計データの開示がされなくなったため、算出できず。						

重点プロジェクト5 環境情報交流プロジェクト

環境保全に向けた取り組みも、環境について知らなければ始まりません。市民一人一人の自主的な環境保全行動の実践を促進するためには、環境情報を身近なものにしていくことが重要です。

また、市内では多様な主体が環境保全に取り組んでいます。すべての主体が正しい環境情報を共有することが、協働による取り組みを円滑に進める上で重要です。

これまで「NPO法人さやま環境市民ネットワーク」では、環境サロンの開催、会報誌「さやか」の発行等、環境情報と人的交流の促進を図ってきました。今後も多様な情報媒体を的確に活用した情報発信・情報交流を図るため、モノ・ヒト・コトの視点から環境まちづくり資源の抽出・マップ化に取り組みます。これらを活用したイベントや講座等を開催し、狭山市内に残された貴重な環境資源への市民の理解を深めます。さらに里山・里川等の郊外都市ならではの狭山の魅力を地域活性化につなげていきます。

指標項目名	交流会等のイベント実施数(回)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		1	1	1				4
概要	環境保全に取り組んでいる団体・グループがイベント、交流会などの情報交流の場で、環境情報を共有したり、各々の自主的活動(展示、学習会、イベント等)を展開するなどして交流を深める。							
実績	市内外の24団体45名と環境団体交流会を開催し、地球温暖化の現状や今後の団体運営について意見交換会を行い、各団体間の交流を深めた。							

指標項目名	環境まちづくりマップを活用したイベント、講座等の開催数(回)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		3	5	7				4
概要	多様な情報媒体を的確に活用した情報発信・情報交流を図るため、モノ・ヒト・コトの視点から環境まちづくり資源の抽出・マップ化に取り組み、これらを活用したイベントや講座等を開催し、市内に残された貴重な環境資源への市民の理解を深める。							
実績	環境まちづくり資源マップの蓄積データを利用したイベントとして、「環境にやさしいまちづくりと市民の役割」、「私たちの入間川」などの環境講座や、「狭山まちづくりリストの会」や「ロッジ水野の森保全委員会」と連携したイベントなどにおいて、作成したガイドマップ等の活用をした。							

指標項目名	NPO法人さやま環境市民ネットワークに加入している 環境団体数(団体)						担当課	環境課
目指す方向	増加 	基準 2015	2017	2018				目標 2021
		17	16	15				25
概要	市のパートナーシップ組織であり、環境情報と人的交流の促進を図っている「NPO法人さやま環境市民ネットワーク」に加入することで、情報交換しあう機会を創出し、市内の環境団体・グループの交流を推進する。							
実績	構成員の高齢化により解散した団体・グループはあったものの、環境団体や市民団体を始め、PTA連合会、商工会議所、青年会議所、保育園、自治会等、多様な団体が加入しており、団体相互の交流を行うとともに、市内で環境保全活動を行っている。							

重点プロジェクトの まとめ

緑や川のプロジェクトは、オープンガーデンとアダプトプログラムへの参加が増加しており、市民の環境意識への高まりが見える。ごみ減量プロジェクトについては、ごみ排出量の総量は増加しているものの、再生利用率も増加していることから、ごみの再資源化への意識向上がうかがえる。温暖化抑制プロジェクトでは、新たな市民共同発電所が設置され、二酸化炭素排出量も減少している。環境情報交流プロジェクトは、まちづくりマップを活用したイベント開催数が増加し、環境まちづくりに関わる機会が増えている。今後もより多くの市民が環境問題に関心を持っていただけるよう積極的な情報発信を行っていく。

環境マネジメントシステムの 取り組み



狭山市環境マネジメントシステム

狭山市では、市の事務事業における環境負荷の低減と環境保全への積極的な貢献を行う仕組みとして「環境マネジメントシステム（EMS- Environmental Management System）」（以下「システム」という）を導入しています。

システムの適用範囲として、本庁舎及び庁外施設に勤務する全職員（臨時職員等含む）が行う各課・各施設等（以下「各課」という）の事務事業を対象としています。

システムは狭山市環境方針に基づき、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACT）で運用します。

● 環境マネジメントシステムの取り組み

システムでは、環境方針を実現していくための全庁的な目的・目標を設定し、各課はこれを達成するため、各課単位の目標を掲げた「取組計画書 兼 進捗状況管理票」を作成し、目標達成に向けた取り組みを実施します。

各課の所属長は、半期ごとに取り組みの進捗状況の点検を行い、各部長に報告します。年度末に1年間の総合評価を行った後、EMS事務局（環境課）で取りまとめ、実施状況を確認し、必要がある場合はシステム等の取り組みを見直し、改善につなげます。

2017年度においては、以下のとおり全庁的な目的・目標を掲げ進捗管理を行いました。

目的	狭山市地球温暖化対策実行計画に基づき、ごみの焼却以外により排出される温室効果ガスの量を削減するため、エネルギー消費量を削減し、地球温暖化防止を推進すること
目標	① 2021年度までに温室効果ガス排出量を2015年度比で9%削減する ② エネルギー消費量を削減するため、各所属の業務内容や特性を踏まえた目標を1つ以上掲げ、達成に向けて取り組む

取り組みの結果、本庁舎及び庁外施設全84か所において、総合評価結果が「80%以上達成している」所属は68か所（81.0%）、「50%～80%未満のおおむね達成している」所属は13か所（15.5%）となりました。システムが計画どおり適切に実施されているかを評価し、システムの継続的な改善を図るため行っている内部環境監査においても、重大な要改善事項がなかったことから、設定した目的・目標について、概ねの成果が得られました。

温室効果ガス排出量の把握

狭山市環境マネジメントシステムに基づき、本庁舎及び庁外施設（小中学校等）の活動における温室効果ガスの排出量調査を実施しました。

市の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量

温室効果ガス	総排出量		左のうち本庁舎の排出量	
	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	17,243.7	96.78	839.0	98.56
メタン (CH ₄)	49.1	0.28	5.0	0.59
一酸化二窒素 (N ₂ O)	521.1	2.92	4.8	0.56
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	3.9	0.02	2.5	0.29
パーフルオロカーボン (PFC)	0.0	0.00	0.0	0.00
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0.0	0.00	0.0	0.00
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.0	0.00	0.0	0.00
総 計	17,817.8	100.00	851.3	100.00

二酸化炭素排出量の内訳

項 目		総排出量		左のうち本庁舎の排出量	
		排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
燃料使用量 (移動式・定置式を含む)	ガソリン	130.2	0.7	103.4	12.3
	灯油	143.4	0.8	0.0	0.0
	軽油	47.2	0.3	17.8	2.1
	A重油	40.6	0.2	0.0	0.0
	B重油	0.0	0.0	0.0	0.0
	C重油	0.0	0.0	0.0	0.0
	液化石油ガス(LPG)	31.3	0.2	0.0	0.0
	都市ガス	2,016.1	11.7	205.2	24.5
市役所外部から供給された電気の使用量 (一般電気事業者)		7,441.8	43.2	512.5	61.1
廃プラスチック焼却量 (一般廃棄物焼却量のうち)		7,393.1	42.9	0.0	0.0
総 計		17,243.7	100.0	839.0	100.0

市の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の経年変化

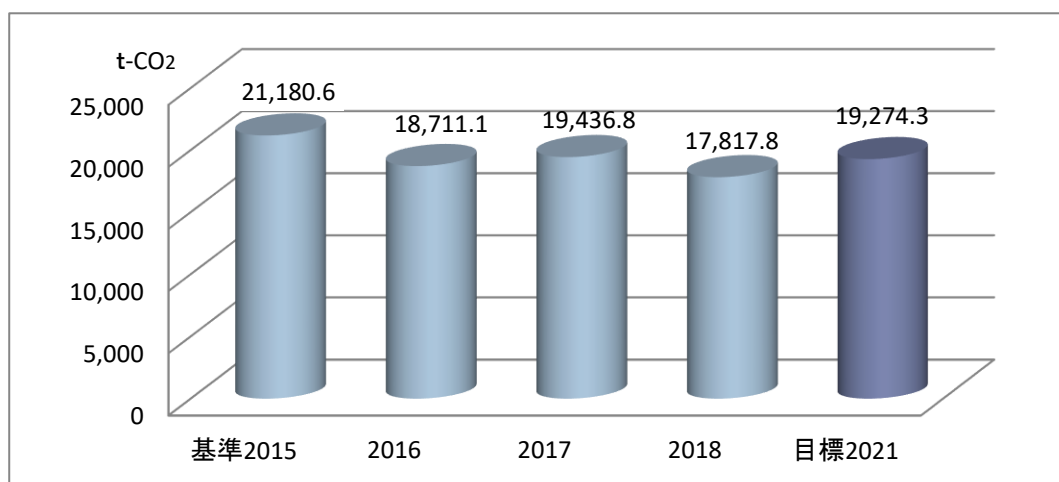
本市での事務・事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出量を把握するため、2000年度から本庁舎を対象に、そして2005年度からは全公共施設を対象に、温室効果ガス排出量の調査を実施しています。

狭山市地球温暖化対策実行計画 事務事業編(2017年3月改定)において、温室効果ガス排出量を2015年度を基準に2021年度までに9%削減し、本庁舎を含む公共施設全体からの排出量を19,274.3t-CO₂に、本庁舎からの排出量を790.5t-CO₂にすることを目標としています。

なお、基準年度(2015年度)の温室効果ガス総排出量は、21,180.6t-CO₂(二酸化炭素換算)です。

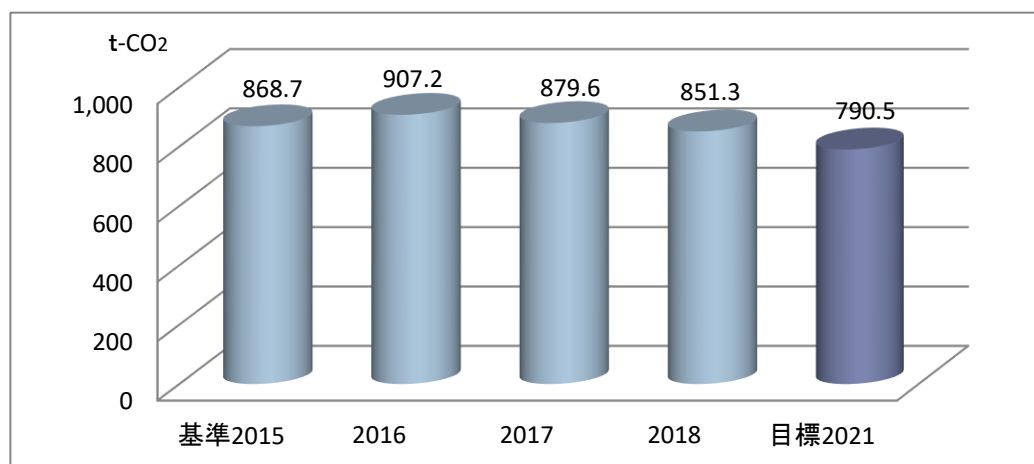
市の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量

2018年度の温室効果ガスの排出量は17,817.8t-CO₂であり、基準年度(2015年度)比で3,362.8t-CO₂削減し、マイナス15.9%となりました。



本庁舎の温室効果ガス排出量

市の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量のうち、本庁舎の排出量については、2018年度は851.3t-CO₂で、基準年度(2015年度)比で17.4t-CO₂削減し、マイナス2.0%となりました。



グリーン購入の推進

グリーン購入については、狭山市環境マネジメントシステムに基づき、環境に配慮した物品等の優先的購入を推進して環境負荷の低減を図るとともに、循環型社会の構築を目指すことを目的に取り組んでいます。

区 分	物品購入額	グリーン購入額	グリーン購入率
庁 内	21,830,950円	20,248,147円	92.7%
庁 外	7,055,372円	6,797,397円	96.3%
2018年度 合 計	28,886,322円	27,045,544円	93.6%

低燃費かつ低排出ガス認定車の導入状況

低燃費かつ低排出ガス認定車の導入については、狭山市環境マネジメントシステムに基づき、環境負荷の低減を図ることを目的として取り組んでいます。

車両種別	台数	備 考
低燃費かつ 低排出ガス認定車	2台	狭山市環境マネジメントシステムに定義する低燃費かつ低排出ガス認定車に該当
その他	2台	車両種別及び用途に該当車がなかったもの
2018年度合計導入台数	4台	

狭山市環境方針

基本理念

狭山市は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会の実現を図ることにより、地球環境の保全に寄与するとともに、現在及び将来の世代の市民が健全で豊かな環境からの恵みを楽しむことができるように取り組みます。

基本方針

(1) 第2次狭山市環境基本計画の着実な推進

狭山市の望ましい環境イメージである「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」の実現を目指して、環境保全に向けた取り組みを総合的に推進します。

(2) 環境に配慮した事務事業の推進と法規制等の順守

事務事業にあたっては、環境への影響を認識し、より効率的な推進が図られるよう、具体的な目的・目標を定め実施するとともに、関連する法規制や市民との合意事項等を順守します。

(3) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化がますます深刻化するなか、再生可能エネルギーの普及を中心とした低炭素社会形成に向け、地球温暖化対策実行計画を着実に推進し、より一層の温室効果ガス排出量削減に努めます。

(4) 環境方針の周知と公表

環境方針は、全ての職員等に周知し、深く理解を図るとともに、広く市民へ公表します。

2015年9月1日 狭山市長 小谷野 剛

環 境 調 査 結 果

(2018年度実績)

1. 大気汚染
2. 水質汚濁
3. ダイオキシン類
4. 騒音

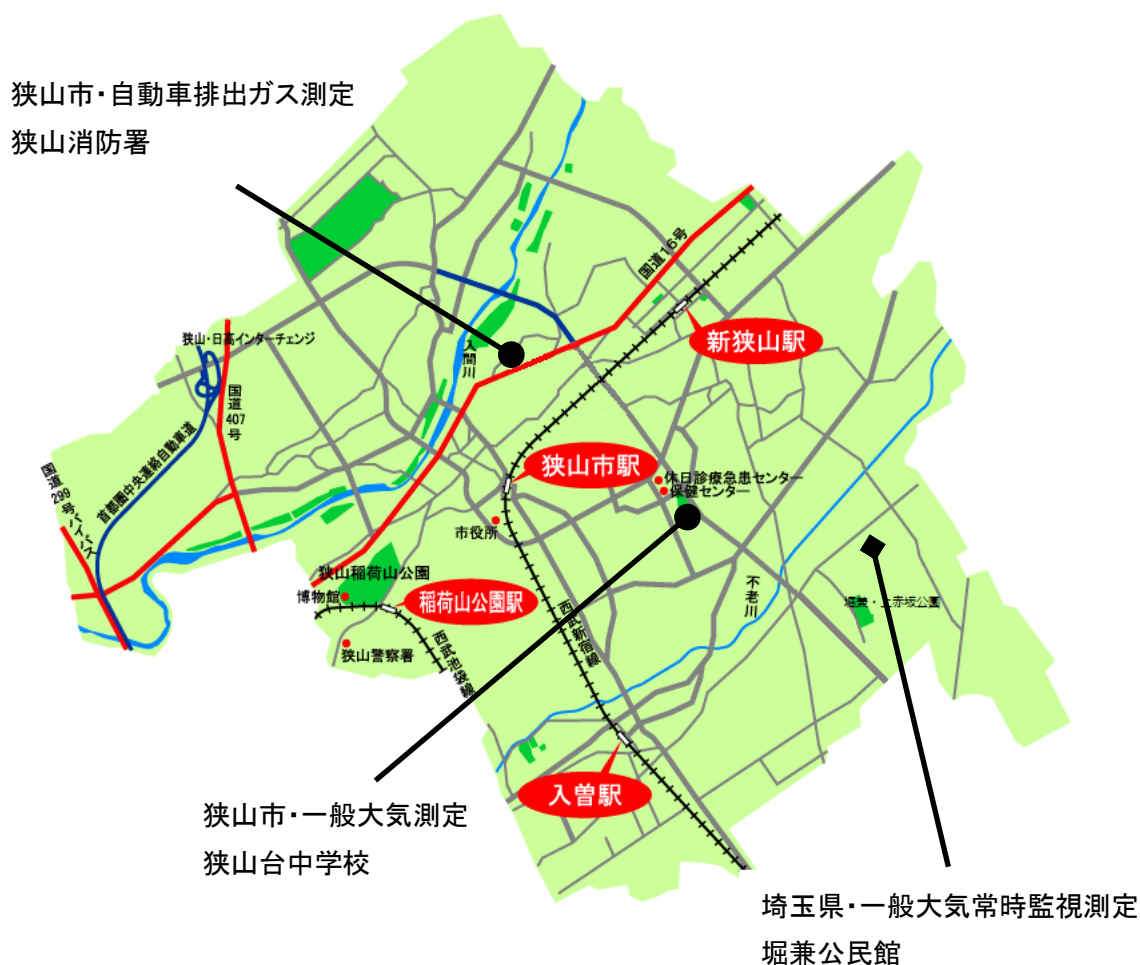
狭山市では、市内の生活環境の状況を把握するため、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境調査を実施しています。大気汚染や水質汚濁の状況については、環境基準が定められている物質等を対象とし、物の焼却の過程で発生するダイオキシン類についても測定を実施しています。また、騒音については、道路交通騒音や航空機騒音の測定を実施し、市内の現状の把握に努めています。

1. 大気汚染

1.1 調査の概要

市内の大気汚染状況は、埼玉県による大気汚染常時監視測定局（測定局・堀兼公民館）での一般大気の常時監視測定と、狭山市による一般大気と自動車排出ガス調査により把握しています。調査では、環境基準が定められている二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の項目を測定しました。

1.2 実施主体・測定項目及び測定地点



2018年度大気調査地点及び測定項目

調査主体		埼 玉 県	狭 山 市	
区分		一般大気 常時監視測定局	一般大気	自動車排出ガス
地点		堀兼公民館	狭山台中学校	狭山消防署
項 目	二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	○	○	○
	浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	○	○	○
	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト (O _x)	○	—	—
	一 酸 化 窒 素 (NO)	○	○	○
	窒 素 酸 化 物 (NO _x)	○	○	○
	一 酸 化 炭 素 (CO)	—	—	—
	二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	—	—	—
	風 向 ・ 風 速	○	○	○

※ 狭山市では大気状況が悪化する冬季に調査を行っておりますが、光化学オキシダントは紫外線の弱い冬季に環境基準を超過する可能性が著しく低く、一酸化炭素と二酸化硫黄については、過去の調査で環境基準を大幅に達成していたことから、測定を実施していません。

1.3 環境基準

大気的环境基準は、環境基本法に規定される「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、二酸化硫黄の5物質について全国一律の基準が定められています。

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値(日平均値の年間98%値)が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	1時間値の1日平均値のうち、日平均値の2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。ただし、日平均値が 2 日以上連続して環境基準を超過しないこと。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日の平均値のうち、日平均値の2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1時間値の1日の平均値のうち、日平均値の2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ1時間値が 0.1ppm 以下であること。

1.4 埼玉県の調査結果

埼玉県の大気汚染状況は、県内各所に設置されている埼玉県大気汚染常時監視測定局で常時監視されています。狭山市には、堀兼公民館に測定局が設置されています。

1) 二酸化窒素（NO₂）経年変化

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	環境基準の適否	
					日平均値の 年間98%値	適 否 (○・×)
2014	364	8,649	0.014	0.057	0.027	○
2015	365	8,671	0.013	0.056	0.026	○
2016	364	8,648	0.012	0.058	0.028	○
2017	363	8,642	0.013	0.085	0.026	○
2018	364	8,644	0.011	0.051	0.027	○

2) 浮遊粒子状物質（SPM）経年変化

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	環境基準の適否		
					日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.1mg/m ³ を 超えた日が2日以上連 続したことの有無	適 否 (○・×)
2014	363	8,670	0.021	0.153	0.049	無	○
2015	364	8,707	0.021	0.214	0.048	無	○
2016	349	8,367	0.019	0.224	0.041	無	○
2017	361	8,665	0.017	0.095	0.036	無	○
2018	355	8,494	0.018	0.187	0.038	無	○

3) 光化学オキシダント（O_x）経年変化

年度	昼間 測定日数 (日)	昼間 測定時間 (時間)	昼間の1時間値 が 0.06ppm 以上 の日数と時間		昼間の1時間値 が 0.12ppm 以上 の日数と時間		昼間の1時間 値の平均値 (ppm)	環境基準の適否	
			日	時間	日	時間		昼間の1時間 値の最高値 (ppm)	適 否 (○ ・ ×)
2014	365	5,408	99	549	6	13	0.032	0.138	×※
2015	365	5,401	95	495	4	10	0.031	0.148	×※
2016	363	5,357	80	364	1	1	0.046	0.126	×※
2017	363	5,378	97	465	4	6	0.032	0.152	×※
2018	365	5,431	92	552	1	3	0.035	0.136	×※

※光化学オキシダントの発生原因は、工場の煙や自動車の排気ガスです。そのため、埼玉県では工場・事業場の規制や自動車対策を行っています。なお、県内の全ての測定局で環境基準を達成していません。

4) 一酸化窒素（NO）経年変化

年度	有効測定日数 （日）	測定時間 （時間）	年平均値 （ppm）	1 時間値の最高値 （ppm）
2014	364	8,649	0.005	0.117
2015	365	8,671	0.005	0.130
2016	364	8,648	0.005	0.157
2017	363	8,642	0.005	0.139
2018	364	8,644	0.004	0.120

5) 窒素酸化物（NO_x）経年変化

年度	有効測定日数 （日）	測定時間 （時間）	年平均値 （ppm）	1 時間値の最高値 （ppm）
2014	364	8,649	0.019	0.156
2015	365	8,671	0.018	0.155
2016	364	8,648	0.017	0.185
2017	363	8,642	0.018	0.175
2018	364	8,644	0.015	0.152

6) 光化学スモッグ注意報発令状況（県南西部地区のみ）

区 分	発 令 基 準	年 度				
		2014	2015	2016	2017	2018
予 報	気象状況から見て、光化学スモッグ注意報等が発令されると予想されるとき	8	9	0	6	4
注 意 報	光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上となり、気象状況からみてその状況が続くと認められるとき	11	9	1	5	2
警 報	光化学オキシダント濃度が 0.20ppm 以上になり、気象状況からみてその状況が続くと認められるとき	0	0	0	0	0

1.5 狭山市の調査結果

狭山市では、大気状況が悪化する冬季に、一般大気と幹線道路沿道の自動車排出ガスの状況を調査しました。

1) 一般大気調査結果

調査地点 狭山台中学校 調査期間 2019年2月14日～2月20日

測定項目 日付	NO (ppm)		NO ₂ (ppm)		NO _x (ppm)		SPM (mg/m ³)		風向	風速 (m/s)	
	日平均	日最高	日平均	日最高	日平均	日最高	日平均	日最高	16方位	日平均	日最高
2/14	0.000	0.002	0.008	0.011	0.009	0.013	0.004	0.010	NNW	2.4	3.8
2/15	0.004	0.014	0.026	0.041	0.030	0.049	0.012	0.027	N	0.9	2.5
2/16	0.006	0.039	0.018	0.036	0.024	0.066	0.014	0.037	NNW	1.5	3.7
2/17	0.000	0.004	0.005	0.014	0.006	0.018	0.008	0.015	NNW	2.0	4.0
2/18	0.000	0.002	0.013	0.030	0.013	0.030	0.009	0.023	W	1.2	2.0
2/19	0.005	0.012	0.034	0.053	0.039	0.061	0.026	0.054	WNW	0.4	1.2
2/20	0.008	0.041	0.018	0.035	0.026	0.067	0.030	0.056	N	1.5	4.0
平均値	0.003		0.017		0.021		0.015		NNW	1.4	
前年値	0.004		0.017		0.021		0.013		NNW	1.0	
最大値		0.041		0.053		0.067		0.056			4.0
前年値		0.038		0.035		0.072		0.053			4.7

2) 自動車排出ガス調査結果

調査地点 狭山消防署 調査期間 2019年2月14日～2月20日

測定項目 日付	NO (ppm)		NO ₂ (ppm)		NO _x (ppm)		SPM (mg/m ³)		風向	風速 (m/s)	
	日平均	日最高	日平均	日最高	日平均	日最高	日平均	日最高	16方位	日平均	日最高
2/14	0.015	0.028	0.017	0.025	0.032	0.053	0.007	0.014	N	4.7	7.8
2/15	0.044	0.084	0.037	0.049	0.081	0.125	0.017	0.031	NNE	1.6	3.9
2/16	0.027	0.119	0.022	0.042	0.049	0.153	0.019	0.055	N	3.5	7.1
2/17	0.006	0.018	0.011	0.028	0.017	0.046	0.012	0.022	NNW	5.0	7.3
2/18	0.019	0.078	0.028	0.042	0.046	0.120	0.012	0.025	SW	2.6	4.0
2/19	0.056	0.129	0.045	0.059	0.101	0.177	0.027	0.049	WSW	0.9	2.0
2/20	0.040	0.142	0.027	0.046	0.067	0.176	0.026	0.051	ESE	2.6	4.7
平均値	0.029		0.027		0.056		0.017		N	3.0	
前年値	0.039		0.027		0.065		0.017		SW	2.0	
最大値		0.142		0.059		0.177		0.055			7.8
前年値		0.142		0.048		0.187		0.057			7.7

2.3 環境基準

河川水質に係わる環境基準(生活環境基準)は、利水目的を考慮しAAからEまでの6つに類型指定された水域に対して設定されています。狭山市の場合、入間川はA類型、不老川はC類型に指定されています。

入間川、不老川の水質環境基準

河川名	類型	水素イオン濃度 <pH>	生物化学的酸素要求量 <BOD> (mg/ℓ)	浮遊物質 <SS> (mg/ℓ)	溶存酸素 <DO> (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
入間川	A 類型	6.5～8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
不老川	C 類型	6.5～8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—

2.4 測定結果

2018年度の河川水質測定は、入間川2地点(豊水橋、新富士見橋)、不老川1地点(入曽橋)の3地点で実施しました。入間川は、大腸菌群数以外の項目について環境基準を達成しました。基準超過した大腸菌群数については、引き続き調査を実施します。不老川は、すべての項目で環境基準を達成しましたが、入間川に比べ不老川は、流量に占める生活排水の割合が高いことから、今後も継続的に調査を実施します。

1) 入間川月別調査結果

入間川 (豊水橋)

測定月	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数※ (MPN/100mℓ)	病原性大腸菌 (O-157)
4月	7.6	1.7	2	9.7	7.0×10^3	—
5月	7.7	0.8	2	9.6	3.3×10^4	—
6月	7.9	1.7	1	8.9	2.4×10^4	陰性
7月	7.1	1.4	1	9.1	1.3×10^4	陰性
8月	7.6	0.8	2	8.3	7.9×10^4	陰性
9月	7.5	0.7	1未満	9.5	2.2×10^4	—
10月	7.6	0.6	1未満	9.3	1.1×10^4	—
11月	7.6	0.9	1	10	2.8×10^4	—
12月	7.8	2.1	1	10	2.8×10^3	—
1月	7.4	2.1	1	12	2.4×10^2	—
2月	7.4	1.9	1未満	12	4.6×10^2	—
3月	7.1	2.5	2	11	7.9×10^3	—
年平均	7.5	1.4	1	10	1.9×10^4	—

入間川（新富士見橋）

測定月	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数※ (MPN/100mℓ)	病原性大腸菌 (O-157)
4月	7.6	2.0	1	9.3	7.9×10^2	—
5月	7.8	0.5	2	9.7	4.9×10^4	—
6月	7.9	1.3	2	10	9.4×10^2	陰性
7月	7.4	1.2	2	10	1.0×10^4	陰性
8月	7.8	0.8	3	8.4	2.8×10^4	陰性
9月	7.6	0.7	1	9.4	2.8×10^4	—
10月	7.6	0.8	1	8.8	4.6×10^3	—
11月	7.8	0.8	1	10	2.2×10^4	—
12月	7.7	1.6	2	10	7.9×10^3	—
1月	7.6	2.2	1	13	3.3×10^2	—
2月	7.5	2.2	2	11	4.9×10^2	—
3月	7.6	2.0	5	11	4.9×10^3	—
年平均	7.7	1.3	2	10	1.3×10^4	—

※大腸菌群数は、ふん便による汚濁の可能性を示す指標ですが、ふん便以外にも土壌や植物などの自然界に由来するものも含まれます。環境基準値が達成できない河川は、全国的にも非常に多い状況にあります。なお、夏季に感染が増加傾向にある病原性大腸菌(O-157)については6月から8月に調査を実施しています。

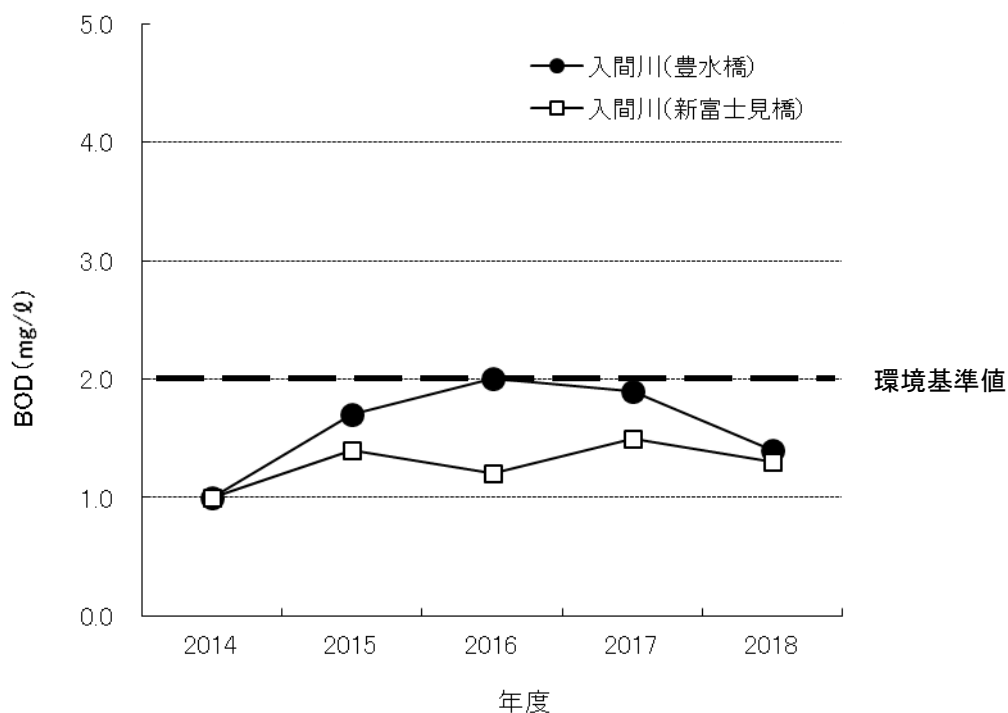
2) 不老川月別調査結果

不老川（入曽橋）

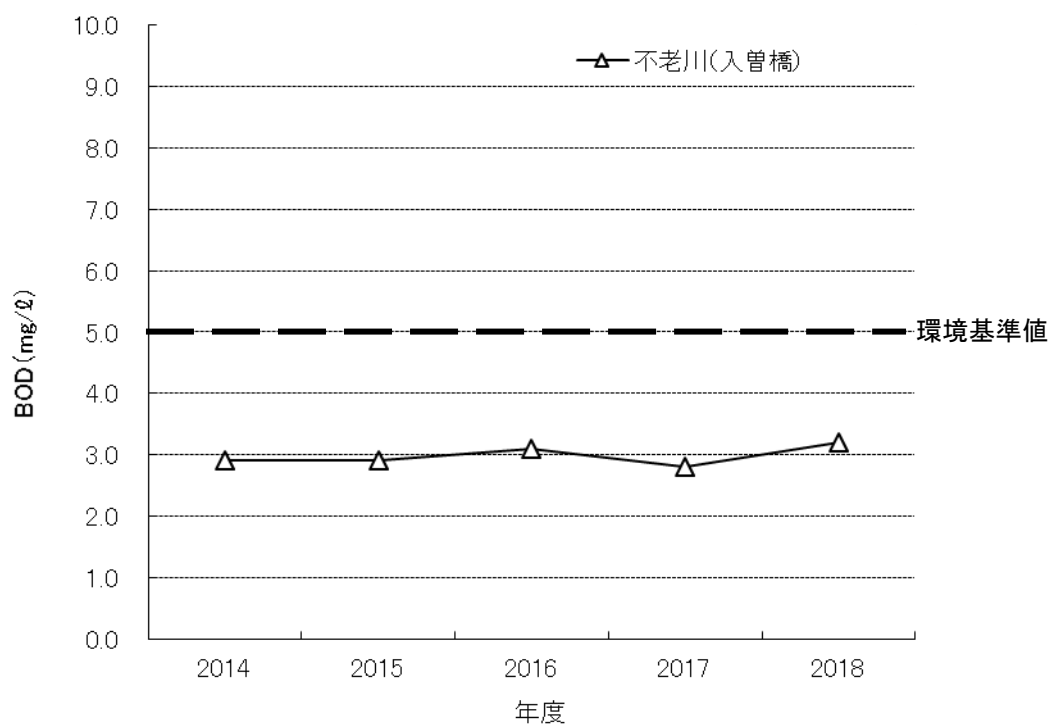
測定月	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)
4月	7.3	3.6	1	9.7
5月	7.4	1.2	1	9.0
6月	7.6	3.9	3	8.2
7月	7.4	3.6	2	7.2
8月	7.3	2.2	1未満	10
9月	7.5	0.9	1	8.0
10月	7.4	1.1	2	8.6
11月	7.3	1.1	1	8.8
12月	7.5	2.4	1	8.1
1月	7.4	4.9	3	7.2
2月	7.0	11	1	6.3
3月	7.3	2.1	1	11
年平均	7.4	3.2	2	8.5

2.5 入間川、不老川のBOD経年変化

入間川、不老川におけるBODの経年変化は、環境基準を達成しています。(過去5年間)



入間川におけるBOD経年変化(年平均値)



不老川におけるBOD経年変化(年平均値)

3. ダイオキシン類

3.1 調査の概要

市内のダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、継続的に大気中のダイオキシン類調査を実施しています。

3.2 調査地点



3.3 環境基準

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称で、以下の環境基準が設定されています。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)
水質(水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下 (年間平均値)
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下 (調査指標として、250pg-TEQ/g 以上)

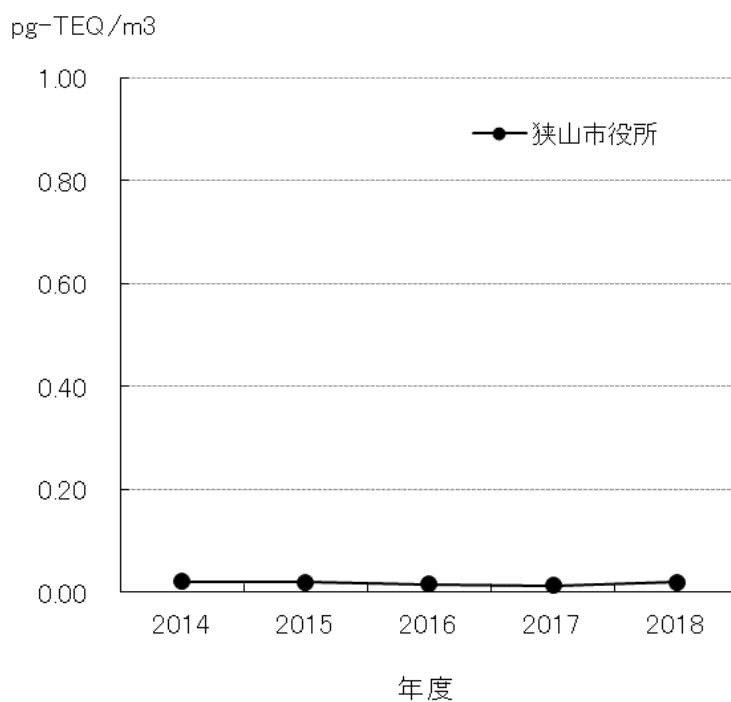
※TEQ・・・毒性等量

3.4 測定結果

2018年度のダイオキシン類調査では、大気1地点(市役所)で測定を実施しました。その測定結果は、環境基準を達成しました。

1) 2018年度 大気調査結果

調査地点	毒性等量 (pg-TEQ/m ³)	環境基準の適否 (○・×)
	調査期間 (2019年2月12日～2月19日)	
狭山市役所	0.019	○



大気中のダイオキシン類経年変化

4. 騒音

4.1 調査の概要

騒音とは「このましくない音」の総称です。騒がしい音・不快感のある音のことで、主に工場や建設作業場、自動車等から発生するため、環境基準や要請限度といった騒音規制があります。市では、主要道路の自動車騒音と入間基地の航空機騒音の調査を実施しています。

4.2 道路交通騒音調査

自動車騒音の状況を把握するための調査は、幹線道路に面した地域（道路端から 50m の範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況の評価（面的評価）を行いました。なお、この調査は、騒音規制法第 18 条の規定に基づき実施するもので、2017 年度から 2021 年度までの 5 年間で、市内の一般国道、県道を区間毎に区切って調査します。

4.2.1 調査地点

No.	測定路線名	評価区間		延長距離 (km)
1	県道所沢狭山線	<始点> 狭山市・所沢市 境	<終点> 一般国道16号	5.7
2	県道川越入間線	<始点> 県道所沢狭山線	<終点> 狭山市・入間市 境	1.6

↔ : 評価区間 (No.1)

↔ : 評価区間 (No.2)

○ : 騒音調査位置



4. 2. 2 環境基準

騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準です。自動車交通騒音には、以下の環境基準が設定されています。

地域の区分	昼間(6～22 時)	夜間(22～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

- 1 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 2 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 3 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

[幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値]

区分	昼間(6～22 時)	夜間(22～6 時)
屋外	70 dB 以下	65 dB 以下
窓を閉めた屋内	45 dB 以下	40 dB 以下

- 注) 1. 幹線交通を担う道路とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道、及び一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。
2. 近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下では 15m、3 車線以上では 20m の区間をいう。
3. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

4. 2. 3 測定結果

1) 2018年度 自動車騒音に係る環境基準適合状況(面的評価結果)

測定路線	評価対象住居等戸数(戸)	昼間・夜間ともに基準値適合(戸、%)	
県道所沢狭山線	1,764	1,753	99.4
県道川越入間線	431	431	100

2) 2018年度 評価対象路線における騒音レベル等の基礎データ

測定路線	車線数	昼夜区分	等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	交通量(台)	大型車混入率(%)	平均速度(km/h)
県道所沢狭山線	2	昼間	63	70	17,280	5.6	43
		夜間	60	65	2,208	6.5	54
県道川越入間線	2	昼間	68	70	9,696	14.9	37
		夜間	65	65	1,584	30.3	47

※調査年月日 2018 年 11 月 12 日～13 日

4. 3 航空機騒音調査

航空自衛隊入間基地の航空機騒音調査については、埼玉県が常時監視を 4 カ所で、狭山市が定期的に数カ所で、それぞれ行っています。測定結果は、入間基地周辺の騒音対策に活用されています。

4. 3. 1 調査地点



2018年度 航空機騒音調査地点

1) 埼玉県（常時監視）

No.	調査地点◆
1	狭山緑陽高等学校
2	綜研化学(株)駐車場
3	柏原小学校
4	老人福祉センター宝荘

2) 狭山市（移動）

No.	調査地点●
1	狭山市役所
2	入間川小学校
3	水野保育所
4	不老荘

4.3.2 環境基準

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	環境基準値 (Lden)
I	57dB 以下
II	62dB 以下

地域の類型

I … 専ら住居の用に供される地域（第一種、第二種低層住居専用地域・第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域・準住居地域・用途地域の定めのない地域）

II … I 以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域（近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域）

基準値

Lden …… 航空機の単発曝露騒音レベルを時間帯別に重み付けして積算し、単位時間当たりに換算したもの

4.3.3 測定結果

1) 2018年度 航空機騒音常時監視測定結果（調査主体：埼玉県）

No.	測定場所	地域の類型	測定日数	測定値	騒音感知回数	
				Lden (dB)	総数	1日平均
1	狭山緑陽高等学校	I	365	55	16,018	44
2	綜研化学(株)駐車場	I	365	<u>61</u>	17,218	47
3	柏原小学校※	I	330	54	9,007	28
4	老人福祉センター宝荘	I	365	52	9,397	28

注）測定値に下線が付いているものは、環境基準値を超過していることを表しています。

※柏原小学校は、2018年7月21日から8月24日（35日間）まで校舎電源工事のため欠測となっています。

2) 2018年度 航空機騒音移動測定調査結果（調査主体：狭山市）

No.	測定場所	地域の類型	測定期間	測定値	騒音感知回数
				Lden (dB)	1日平均
1	狭山市役所	I	5/23～6/5 11/7～11/20	<u>60.3</u> <u>60.6</u>	85.9 66.6
2	入間川小学校	I	5/23～6/5 11/7～11/20	53.7 56.2	77.8 51.9
3	水野保育所	I	6/7～6/20 11/23～12/6	54.9 54.0	52.9 61.2
4	不老荘	I	6/8～6/21 11/22～12/5	<u>62.1</u> <u>63.9</u>	64.3 85.6

注）測定値に下線が付いているものは、環境基準値を超過していることを表しています。

狭山市環境基本条例

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、環境基本法（平成5年法律第91号）の例による。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の取組によって適切に推進されなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講

する責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、狭山市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成等)

- 第9条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置等)

- 第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置等を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進）

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の収集及び調査の実施）

第12条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全に関する施策に資するため、環境の保全に関する情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第15条 市は、前条の教育及び学習の振興並びに第17条の自発的活動の促進に資するため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（市民及び事業者との連携）

第16条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求めること等これらの者との連携を図るものとする。

（自発的活動の促進）

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（助成措置等）

第18条 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第19条 市は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第21条 環境基本法第44条の規定に基づき、狭山市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験を有する者

(3) 市民を代表する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正[平成11年条例13号]

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 狭山市環境審議会条例（平成7年条例第18号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の狭山市環境審議会条例の規定により環境審議会委員に委嘱されている者は、第21条第3項の規定により委嘱された環境審議会委員とみなす。この場合において、当該環境審議会委員の任期については、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成11年10月31日までとする。

附 則（平成11年3月19日条例第13号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

お茶香るまち



狭山市役所 環境経済部 環境課

〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号

電 話 04-2953-1111（内線3671, 3672）

FAX 04-2954-6262（代表）

e-mail kankyo@city.sayama.saitama.jp

環境レポートは市役所・環境課及び行政資料室で閲覧できます。

本編を入手希望の方のためには、狭山市公式ホームページ

(<http://www.city.sayama.saitama.jp>) でダウンロードできますのでご利用ください。